

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年10月26日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年10月27日から平成30年4月26日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）
以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「LV50」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.188%（税抜き1.1%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載

の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2017年10月27日から2018年4月26日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱いますので、委託会社は販売会社としての役割も有します。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

二 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、国内株式マザーファンド（D号）、外国株式マザーファンド（D号）、国内債券マザーファンド（D号）および外国債券マザーファンド（A号）（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、主として国内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	---------	---

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産				
(投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分固定 型))		中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円でのが替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2001年1月31日	信託契約締結、設定、運用開始。 （設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社）
2002年12月1日	三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「ライフビュー・バランスファンド50（標準型）」から「三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）」に名称を変更。
2011年4月28日	投資対象とするマザーファンドの一部の入替えを実施（「外国債券マザーファンド（D号）」から「外国債券マザーファンド（A号）」に変更）。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

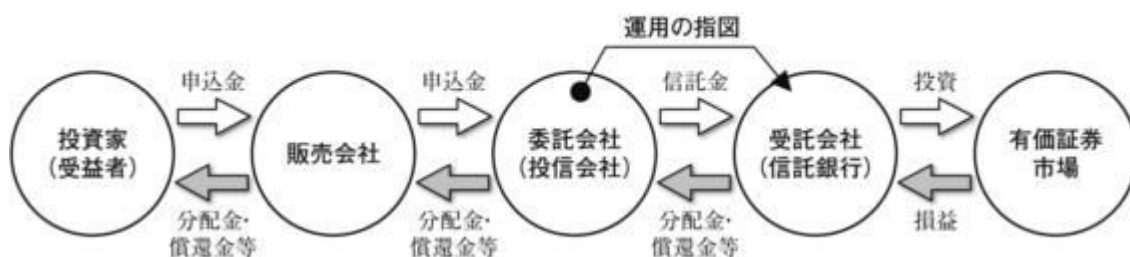
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

委託会社は販売会社としての役割も有します。

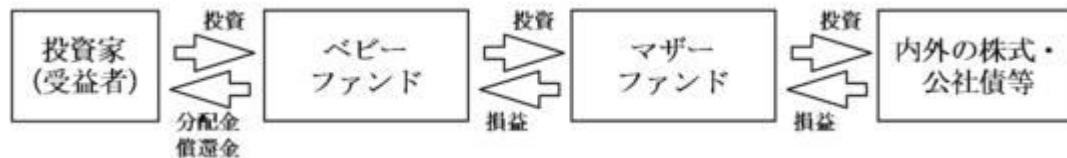
運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまと

めて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2017年 8月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年 7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年 2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年 6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年 1月 1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年 2月 5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年 1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月 1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年 4月 1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

（2017年 8月31日現在）

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「(1)投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、基本資産配分比率の異なるファンドの情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、下記の1～4のマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います（このほか内外の株式および公社債に直接投資することもできます。）。

- 1．国内株式マザーファンド（D号）（主として国内の株式に投資）
- 2．外国株式マザーファンド（D号）（主として外国の株式に投資）
- 3．国内債券マザーファンド（D号）（主として国内の公社債に投資）
- 4．外国債券マザーファンド（A号）（主として外国の公社債に投資）

なお、以下の記載において、上記マザーファンドをそれぞれ国内株式マザー、外国株式マザー、国内債券マザー、外国債券マザーと略する場合があります。

□ 投資態度

以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンド受益証券および短期金融資産等に投資を行います。

国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融資産
30%	20%	30%	15%	5%

原則として上記の基本資産配分 \pm 5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、上記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。このほか、急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分 \pm 5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの特色

1

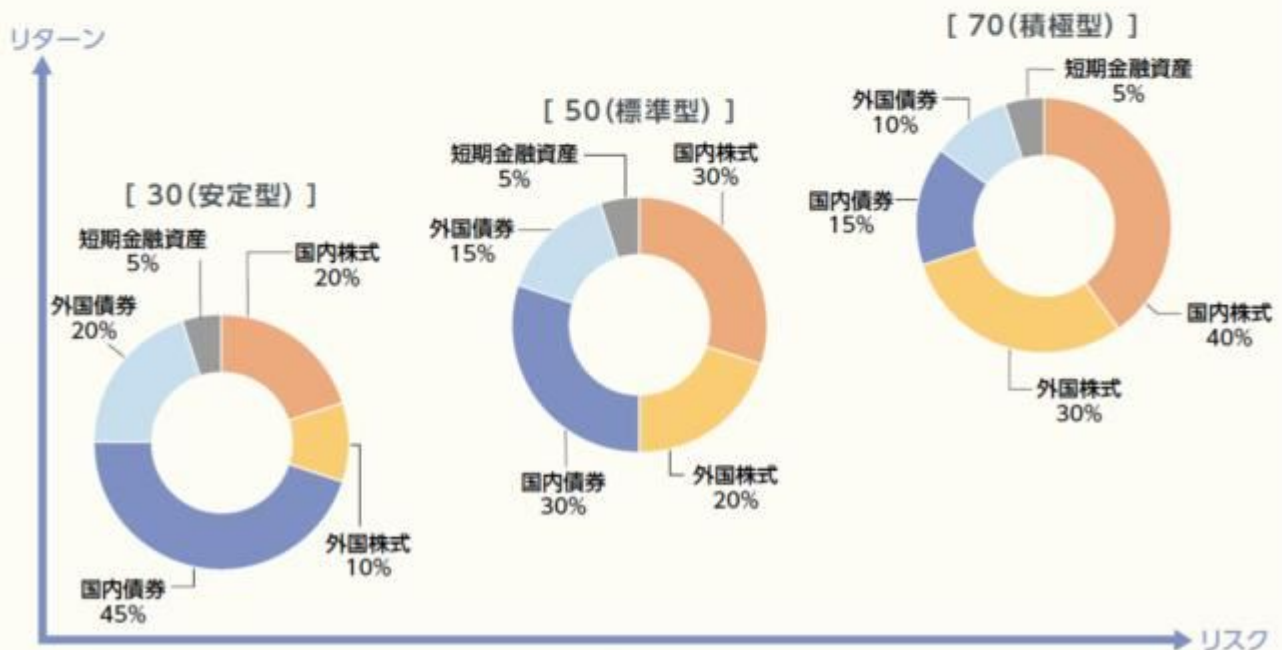
主として内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

2

以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンドおよび短期金融資産等に投資を行います。

- 信託期間中は、原則として下記の基本資産配分±5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、下記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。
- 急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。

〔各ファンドの基本資産配分比率〕

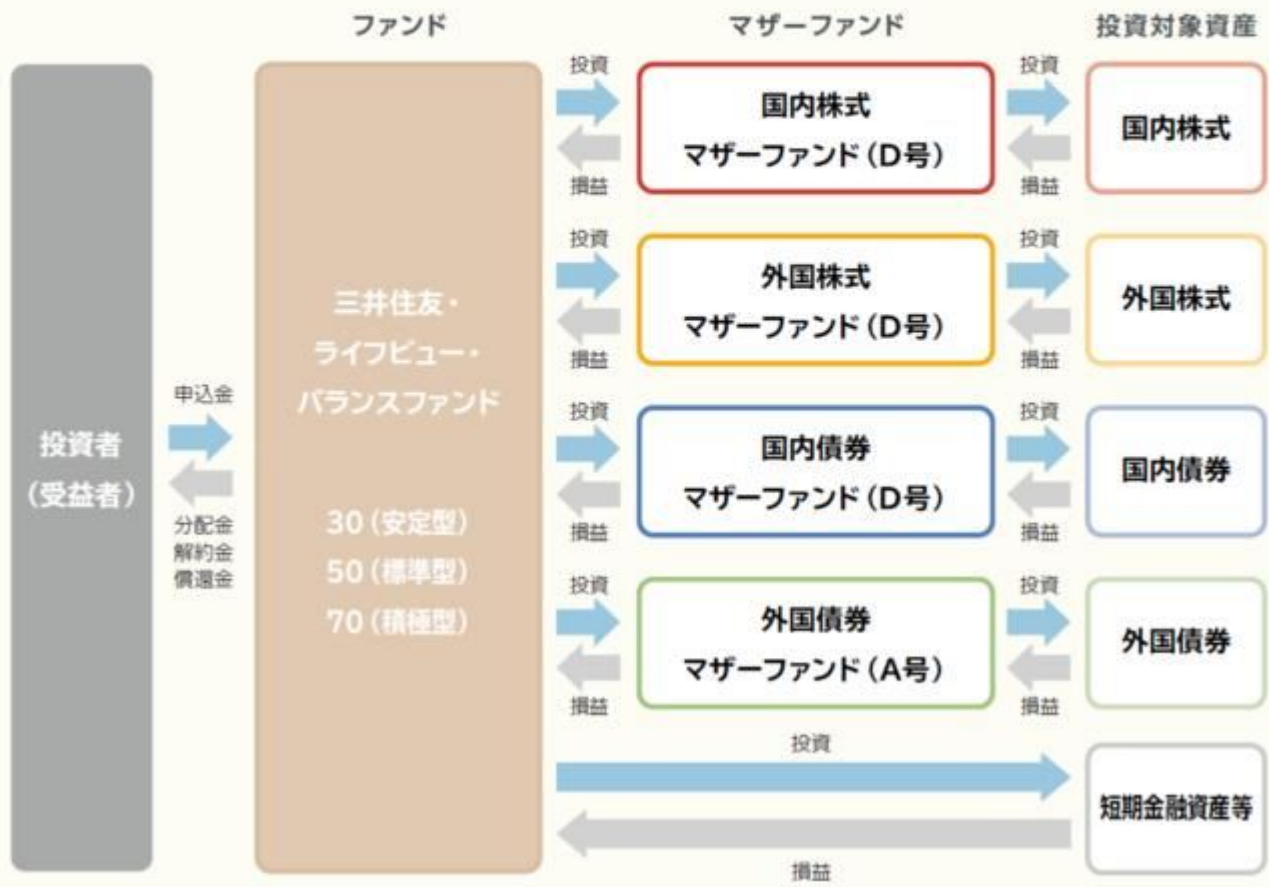


※ 上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

- ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式および公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。
- 短期金融資産等には直接投資します。また、内外の株式および公社債に直接投資することもできます。



各マザーファンドの投資方針等

国内株式マザーファンド(D号)

- TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- 投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。
 - a. まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。
 - b. さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
 - c. 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。
- 上記により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

外国株式マザーファンド(D号)

- MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- MSCIコクサイインデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資します。
- 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。

国内債券マザーファンド(D号)

- NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- 投資対象は、原則としてA格相当(格付けは原則として、S&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。)以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

外国債券マザーファンド(A号)

- シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。



デュレーションとは

金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。

- TOPIX(東証株価指数)、MSCIコクサイインデックス、NOMURA-BPI(総合)、シティ世界国債インデックスは、それぞれ東京証券取引所、MSCI Inc.、野村證券株式会社、Citigroup Index LLCが公表している指数で各社の知的財産です。
- 指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

分散投資の効果

▶ 収益(リターン)の安定化が期待できます

〔各資産と「5資産」の累積投資収益率の推移
(2007年8月末～2017年8月末)〕



(注1)「国内株式」はTOPIX(東証株価指数、配当込み)、「外国株式」はMSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)、「国内債券」はNOMURA-BPI(総合)、「外国債券」はシティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、「短期金融資産」は無担保コール翌日物を使用。

(注2)「5資産(安定型)」は基本資産配分比率(国内株式:20%、外国株式:10%、国内債券:45%、外国債券:20%、短期金融資産:5%)、「5資産(標準型)」は基本資産配分比率(国内株式:30%、外国株式:20%、国内債券:30%、外国債券:15%、短期金融資産:5%)、「5資産(積極型)」は基本資産配分比率(国内株式:40%、外国株式:30%、国内債券:15%、外国債券:10%、短期金融資産:5%)で組み合わせたデータ。

(注3) データは2007年8月末を100として指数化。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

▶ 値動き(リスク)の安定化が期待できます

〔各資産と「5資産」の年間最高収益率と最低収益率
(2007年～2016年)〕



▶ リスクを抑制し、相対的に高いリターンが期待できます

〔各資産と「5資産」のリスク・リターン比較
(2007年8月末～2017年8月末)〕



(注1)「国内株式」はTOPIX(東証株価指数、配当込み)、「外国株式」はMSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)、「国内債券」はNOMURA-BPI(総合)、「外国債券」はシティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、「短期金融資産」は無担保コール翌日物を使用。

(注2)「5資産(安定型)」は基本資産配分比率(国内株式:20%、外国株式:10%、国内債券:45%、外国債券:20%、短期金融資産:5%)、「5資産(標準型)」は基本資産配分比率(国内株式:30%、外国株式:20%、国内債券:30%、外国債券:15%、短期金融資産:5%)、「5資産(積極型)」は基本資産配分比率(国内株式:40%、外国株式:30%、国内債券:15%、外国債券:10%、短期金融資産:5%)で組み合わせたデータ。

(注3)下グラフのリターン(年率)は月次騰落率を、リスク(年率)は月次騰落率の標準偏差を、それぞれ年換算して算出。

(出所)FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは過去のデータを基に委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

参考指数および分配金再投資基準価額の推移

- 以下のグラフは、ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、参考指数およびファンドの分配金再投資基準価額の推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものです。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※データは1997年8月末～2017年8月末。ファンド設定時を100として指数化。

※参考指数は、TOPIX (東証株価指数、配当込み) 30%、MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース) 20%、NOMURA-BPI (総合) 30%、シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) 15%および有担保コール翌日物5%で組み合わせた合成指数です。

※参考指数は運用上の目標となるベンチマークではありません。

※参考指数を構成する各指数の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

分配金再投資基準価額とは

分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したと仮定して計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示します。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいい

ます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

(口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- 1．為替手形

口 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下

「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。)を以下「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画(Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行(Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

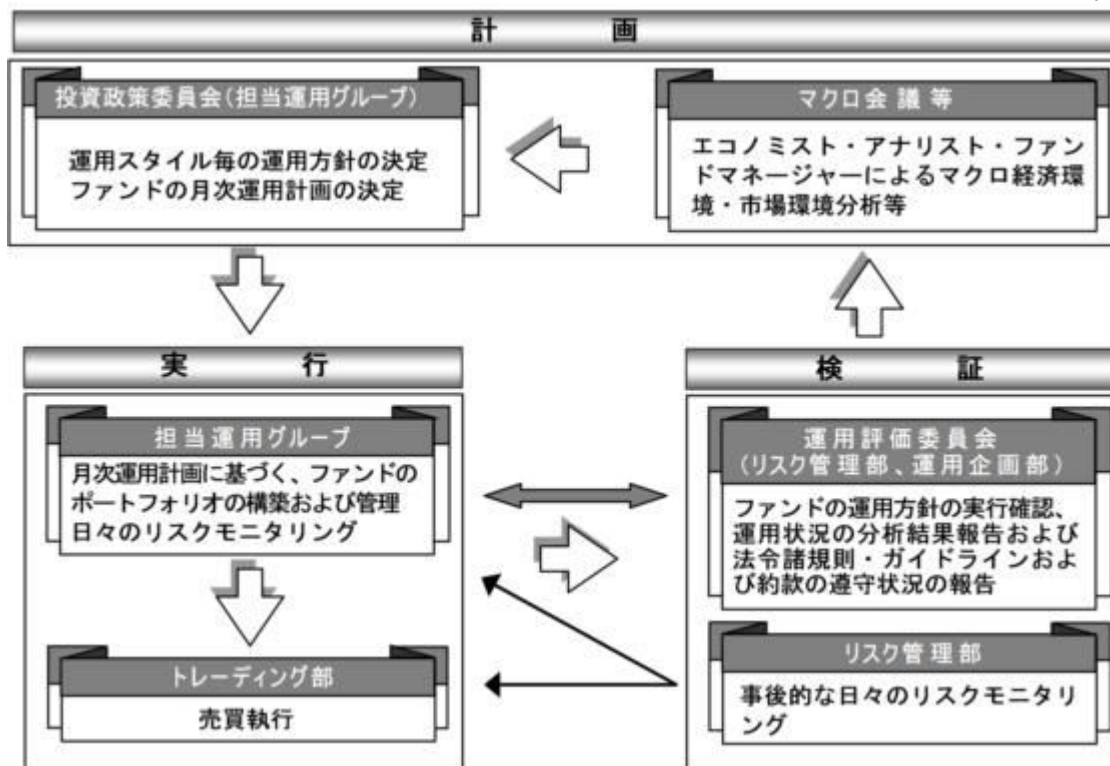
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

(ハ) 検証(Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は11名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年1月30日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組

入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ホ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ヘ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ト 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、日本の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取

金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引

を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一

部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みません。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

（ハ）資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式マザーファンド（D号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本の取引所上場株式（第二部上場株式を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

「TOPIX（東証株価指数、配当込み）」とは、東京証券取引所が算出、公表している日本の代表的な株価指数です。なお、東京証券取引所はファンドの運用と何ら関係ありません。

（ロ）投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。

- 1．まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。

2. さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
3. 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。

(八) 上記(ロ)により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

(二) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第22号)に掲げるものに投資します。ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(外国株式マザーファンド(D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) M S C I コクサイインデックス(配当込み、円ベース)をベンチマークとします。

M S C I コクサイインデックスは、MSCI Inc. が公表する指数で、同社の知的財産です。

なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

(ロ) M S C I コクサイインデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資することにより、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

- (ハ) 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。
- (ニ) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第22号)に掲げるものに投資します。
ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- (ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(国内債券マザーファンド(D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

国内の公社債を主要投資対象とし、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) NOMURA - BPI (総合) をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
NOMURA - BPI (総合) は、野村證券株式会社が公表する指数で、同社の知的財産です。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。
- (ロ) デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- (ハ) 投資対象は、原則としてA格相当(格付けは原則として、S & Pグローバル・レーティング、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。)以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

(二) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ト) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(外国債券マザーファンド(A号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。

ベンチマークの指数は、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、同社はファンドの運用と何ら関係ありません。

(ロ) 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。

(ハ) 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。

また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収

益の獲得を目指します。

- (二) 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- (ホ) 債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ただし、第8号の証券および第9号の証券については株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第1号から第6号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託

財産の純資産総額の10%以内とします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザー

ファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(チ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(リ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

【ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2012年9月～2017年8月

分配金再投資基準価額：
2012年9月～2017年8月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2012年9月～2017年8月

他の資産クラス：
2012年9月～2017年8月



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数）に、1.188%（税抜き

1.1%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年1.188%(税抜き1.1%)の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分(税抜き) >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.5%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が収受します。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%(税抜き0.005%)以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担する

こととなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

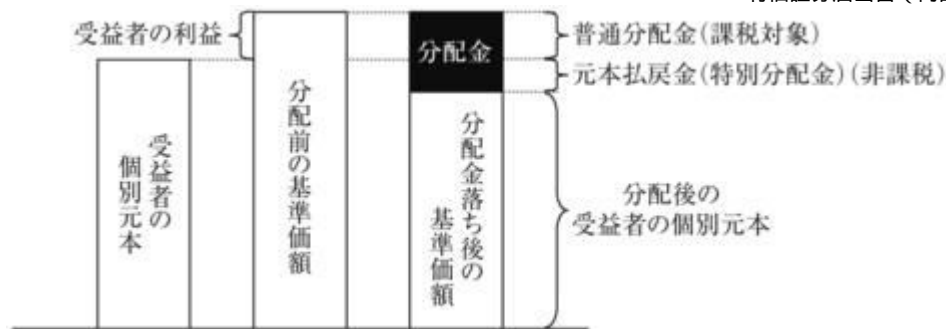
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金(課税対象)となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

上記「(5) 課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2017年8月末現在の情報をもとに作成

しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)

2017年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,087,741,601	95.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		151,515,338	4.68
合計(純資産総額)		3,239,256,939	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)

イ 主要投資銘柄

2017年 8月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(D号)	589,595,559	1.3744	810,391,710	1.6545	975,485,852	30.11
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(D号)	693,826,908	1.3815	958,571,395	1.3939	967,125,327	29.86
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(D号)	338,155,062	1.8131	613,128,315	1.9375	655,175,432	20.23
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	184,575,246	2.5587	472,275,524	2.6545	489,954,990	15.13

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2017年 8月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.32
合計	95.32

【投資不動産物件】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期 (2008年 1月30日)	703,656,440	703,656,440	10,474	10,474
第8期 (2009年 1月30日)	628,548,257	628,548,257	7,500	7,500
第9期 (2010年 2月 1日)	848,065,462	848,065,462	8,558	8,558
第10期 (2011年 1月31日)	1,049,282,398	1,049,282,398	8,748	8,748
第11期 (2012年 1月30日)	1,112,557,037	1,112,557,037	8,292	8,292
第12期 (2013年 1月30日)	1,457,699,609	1,457,699,609	9,839	9,839
第13期 (2014年 1月30日)	1,838,212,877	1,838,212,877	11,726	11,726
第14期 (2015年 1月30日)	2,288,440,054	2,288,440,054	13,381	13,381
第15期 (2016年 2月 1日)	2,582,761,613	2,582,761,613	13,829	13,829
第16期 (2017年 1月30日)	2,859,043,575	2,859,043,575	14,186	14,186
2016年 8月末日	2,605,704,569		13,180	
9月末日	2,625,930,124		13,215	
10月末日	2,690,234,065		13,429	
11月末日	2,778,807,657		13,826	
12月末日	2,830,162,718		14,149	
2017年 1月末日	2,836,557,758		14,075	
2月末日	2,878,268,121		14,157	
3月末日	2,944,545,665		14,314	
4月末日	2,979,443,924		14,425	
5月末日	3,048,900,890		14,782	
6月末日	3,112,987,424		14,938	
7月末日	3,170,613,545		15,054	

8月末日	3,239,256,939	15,253
------	---------------	--------

【分配の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第7期	2007年 1月31日～2008年 1月30日	0
第8期	2008年 1月31日～2009年 1月30日	0
第9期	2009年 1月31日～2010年 2月 1日	0
第10期	2010年 2月 2日～2011年 1月31日	0
第11期	2011年 2月 1日～2012年 1月30日	0
第12期	2012年 1月31日～2013年 1月30日	0
第13期	2013年 1月31日～2014年 1月30日	0
第14期	2014年 1月31日～2015年 1月30日	0
第15期	2015年 1月31日～2016年 2月 1日	0
第16期	2016年 2月 2日～2017年 1月30日	0

【収益率の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

	収益率（％）
第7期	9.5
第8期	28.4
第9期	14.1
第10期	2.2
第11期	5.2
第12期	18.7
第13期	19.2
第14期	14.1
第15期	3.3
第16期	2.6
第17期（中間期）	6.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

	設定口数(口)	解約口数(口)
第7期	217,871,972	45,021,486
第8期	226,698,866	60,477,447
第9期	199,916,621	46,979,347
第10期	258,098,541	49,603,146
第11期	241,941,012	99,770,685
第12期	223,998,563	84,129,000
第13期	266,486,453	180,328,102
第14期	296,389,408	153,909,201
第15期	365,719,815	208,292,091
第16期	325,527,558	177,726,125
第17期(中間期)	191,616,541	100,848,866

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式マザーファンド(D号)

2017年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	5,602,749,220	97.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		142,516,921	2.48
合計(純資産総額)		5,745,266,141	100.00

外国株式マザーファンド(D号)

2017年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	924,943,697	59.25
	フランス	111,680,512	7.15
	イギリス	81,835,337	5.24
	スイス	52,066,644	3.34
	アイルランド	46,248,416	2.96
	ドイツ	37,005,156	2.37
	スウェーデン	29,380,953	1.88
	オーストラリア	28,357,707	1.82
	カナダ	27,697,759	1.77
	イタリア	26,486,074	1.70

	香港	25,816,008	1.65
	シンガポール	24,448,976	1.57
	オランダ	20,984,428	1.34
	スペイン	18,727,630	1.20
	キュラソー	15,902,918	1.02
	ノルウェー	11,552,748	0.74
	ジャージー	7,966,431	0.51
	ニュージーランド	6,236,767	0.40
	小計	1,497,338,161	95.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		63,845,778	4.09
合計(純資産総額)		1,561,183,939	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		18,156,002	1.16
	売建		18,746,255	1.20

国内債券マザーファンド(D号)

2017年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,522,201,770	66.98
地方債証券	日本	387,111,530	17.03
特殊債券	日本	270,104,540	11.89
社債券	日本	30,728,900	1.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		62,502,669	2.75
合計(純資産総額)		2,272,649,409	100.00

外国債券マザーファンド(A号)

2017年 8月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	1,773,259,406	42.40
	フランス	945,199,934	22.60
	イギリス	287,453,386	6.87
	ベルギー	262,975,844	6.29
	ドイツ	240,419,012	5.75

	アイルランド	130,785,088	3.13
	イタリア	83,207,081	1.99
	スペイン	80,534,076	1.93
	オーストラリア	65,359,342	1.56
	カナダ	58,402,522	1.40
	メキシコ	33,158,084	0.79
	シンガポール	30,915,172	0.74
	ポーランド	24,723,165	0.59
	スウェーデン	18,448,504	0.44
	ノルウェー	11,003,311	0.26
	小計	4,045,843,927	96.75
地方債証券	カナダ	25,803,306	0.62
	オーストラリア	19,694,387	0.47
	小計	45,497,693	1.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		90,388,004	2.16
合計(純資産総額)		4,181,729,624	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建		358,405,907	8.57
	売建		308,356,996	7.37

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド(D号)

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2017年 8月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	192,200	672.06	129,170,771	674.10	129,562,020	2.26
日本	株式	セーレン	繊維製品	48,200	1,188.00	57,261,600	1,952.00	94,086,400	1.64
日本	株式	PALTAC	卸売業	21,600	2,367.86	51,145,776	4,355.00	94,068,000	1.64
日本	株式	ダイフク	機械	19,400	1,757.00	34,085,800	4,785.00	92,829,000	1.62
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	15,400	4,620.15	71,150,433	5,970.00	91,938,000	1.60
日本	株式	スズキ	輸送用機器	16,500	4,106.32	67,754,280	5,526.00	91,179,000	1.59
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	19,500	4,482.89	87,416,542	4,390.00	85,605,000	1.49
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	46,100	1,492.44	68,801,714	1,796.00	82,795,600	1.44

日本	株式	大和ハウス工業	建設業	21,500	2,840.49	61,070,707	3,847.00	82,710,500	1.44
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	22,300	3,549.43	79,152,503	3,685.00	82,175,500	1.43
日本	株式	C K D	機械	40,600	1,446.80	58,740,402	1,862.00	75,597,200	1.32
日本	株式	栄研化学	医薬品	20,500	2,723.86	55,839,130	3,680.00	75,440,000	1.31
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	392,000	198.49	77,808,922	189.10	74,127,200	1.29
日本	株式	イリソ電子工業	電気機器	13,500	3,734.25	50,412,406	5,410.00	73,035,000	1.27
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	18,600	2,042.89	37,997,772	3,850.00	71,610,000	1.25
日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	29,100	1,121.45	32,634,195	2,457.00	71,498,700	1.24
日本	株式	パイオラックス	金属製品	23,000	2,141.71	49,259,535	2,934.00	67,482,000	1.17
日本	株式	S Foods	食料品	15,800	2,991.11	47,259,538	4,215.00	66,597,000	1.16
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	56,200	823.23	46,265,665	1,180.00	66,316,000	1.15
日本	株式	D.A.コンソーシアムホールディングス	サービス業	36,500	1,238.52	45,206,002	1,679.00	61,283,500	1.07
日本	株式	フルキャストホールディングス	サービス業	28,800	1,334.06	38,420,928	2,047.00	58,953,600	1.03
日本	株式	平田機工	機械	5,200	8,633.14	44,892,353	11,300.00	58,760,000	1.02
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,000	36,753.62	36,753,620	57,260.00	57,260,000	1.00
日本	株式	アイカ工業	化学	15,300	2,845.51	43,536,359	3,625.00	55,462,500	0.97
日本	株式	インフォコム	情報・通信業	19,900	1,407.00	27,999,300	2,761.00	54,943,900	0.96
日本	株式	スター精密	機械	29,200	1,666.89	48,673,438	1,830.00	53,436,000	0.93
日本	株式	プリマハム	食料品	76,000	553.98	42,102,480	681.00	51,756,000	0.90
日本	株式	森永製菓	食料品	8,200	5,297.30	43,437,925	6,300.00	51,660,000	0.90
日本	株式	THK	機械	13,800	3,419.28	47,186,158	3,670.00	50,646,000	0.88
日本	株式	シークス	卸売業	11,100	4,094.68	45,450,952	4,555.00	50,560,500	0.88

□ 種類別・業種別の投資比率

2017年 8月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.73
		建設業	4.06
		食料品	3.64
		繊維製品	1.64
		化学	11.55
		医薬品	2.92
		ガラス・土石製品	1.73
		非鉄金属	2.21
		金属製品	1.17
		機械	11.79
		電気機器	7.62
		輸送用機器	4.02
		精密機器	0.93
		その他製品	4.04

	陸運業	0.46
	情報・通信業	7.31
	卸売業	6.79
	小売業	3.47
	銀行業	4.23
	証券、商品先物取引業	0.73
	保険業	2.16
	その他金融業	1.01
	サービス業	13.29
合計		97.52

外国株式マザーファンド（D号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2017年 8月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,467	12,928.21	31,893,913	18,037.10	44,497,543	2.85
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	393	90,584.80	35,599,830	104,195.62	40,948,880	2.62
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,280	7,770.70	25,487,922	10,082.45	33,070,437	2.12
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,088	13,285.73	27,740,622	14,472.74	30,219,101	1.94
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	2,339	11,547.18	27,008,857	11,895.54	27,823,683	1.78
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,285	15,149.43	19,467,020	21,629.06	27,793,354	1.78
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	1,476	14,258.98	21,046,266	18,762.56	27,693,548	1.77
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	234	85,611.53	20,033,099	106,841.28	25,000,861	1.60
シンガポール	株式	BROADCOM LTD	半導体・半導体製造装置	900	18,383.85	16,545,466	27,165.52	24,448,976	1.57
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	3,009	7,256.52	21,834,876	7,845.34	23,606,631	1.51
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア	5,237	3,642.15	19,073,960	4,507.34	23,604,963	1.51
アメリカ	株式	PRICELINE GROUP INC/THE	小売	106	189,398.15	20,076,204	200,191.46	21,220,295	1.36
オランダ	株式	ING GROEP NV-CVA	各種金融	10,810	1,651.12	17,848,684	1,941.20	20,984,428	1.34
アメリカ	株式	AMERICAN ELECTRIC POWER	公益事業	2,523	7,684.52	19,388,060	8,143.47	20,545,987	1.32
アメリカ	株式	CELGENE CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,299	13,415.92	17,427,291	14,833.82	19,269,136	1.23
アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	3,284	4,861.52	15,965,262	5,696.56	18,707,529	1.20
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	4,853	3,903.51	18,943,763	3,852.55	18,696,444	1.20

アメリカ	株式	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	保険	1,235	12,064.64	14,899,831	14,791.86	18,267,951	1.17
アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア 機器・サー ビス	5,998	2,614.80	15,683,624	2,990.17	17,935,061	1.15
アメリカ	株式	PACCAR INC	資本財	2,376	7,148.23	16,984,204	7,296.55	17,336,611	1.11
アメリカ	株式	DOW CHEMICAL	素材	2,389	6,287.50	15,020,840	7,166.25	17,120,190	1.10
アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	資本財	1,099	14,906.49	16,382,233	15,434.50	16,962,524	1.09
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	2,463	5,917.62	14,575,119	6,839.41	16,845,479	1.08
アメリカ	株式	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	食品・飲 料・タバコ	1,596	10,740.96	17,142,577	10,553.94	16,844,094	1.08
アメリカ	株式	BB & T CORPORATION	銀行	3,286	5,061.12	16,630,849	5,112.44	16,799,497	1.08
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	827	16,053.62	13,276,349	20,201.33	16,706,507	1.07
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,878	7,606.91	14,285,785	8,736.73	16,407,592	1.05
カナダ	株式	BANK OF MONTREAL	銀行	2,082	7,531.45	15,680,493	7,876.54	16,398,960	1.05
アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	1,893	7,348.86	13,911,395	8,547.61	16,180,630	1.04
アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	資本財	477	26,665.85	12,719,612	33,821.64	16,132,925	1.03

□ 種類別・業種別の投資比率

2017年 8月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	5.62
		素材	6.87
		資本財	11.31
		自動車・自動車部品	2.38
		耐久消費財・アパレル	0.64
		消費者サービス	1.32
		メディア	2.35
		小売	4.49
		食品・生活必需品小売り	0.97
		食品・飲料・タバコ	4.47
		家庭用品・パーソナル用品	0.51
		ヘルスケア機器・サービス	3.91
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.72
		銀行	9.81
		各種金融	4.02
		保険	6.03
		ソフトウェア・サービス	8.90
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.32		
電気通信サービス	3.20		

	公益事業	1.80
	半導体・半導体製造装置	4.26
合計		95.91

国内債券マザーファンド（D号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2017年 8月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	135,000,000	113.67	153,464,020	113.17	152,788,950	1.200	2035/9/20	6.72
日本	国債証券	第126回利付国債(5年)	98,000,000	101.21	99,194,200	100.84	98,827,120	0.100	2020/12/20	4.35
日本	国債証券	第135回利付国債(20年)	74,000,000	121.13	89,641,160	120.93	89,492,640	1.700	2032/3/20	3.94
日本	国債証券	第127回利付国債(5年)	85,000,000	101.29	86,096,500	100.90	85,770,950	0.100	2021/3/20	3.77
日本	国債証券	第150回利付国債(20年)	68,000,000	117.69	80,031,700	116.79	79,419,920	1.400	2034/9/20	3.49
日本	国債証券	第335回利付国債(10年)	75,000,000	104.97	78,731,250	104.21	78,164,250	0.500	2024/9/20	3.44
日本	国債証券	第343回利付国債(10年)	70,000,000	101.31	70,917,000	101.14	70,801,500	0.100	2026/6/20	3.12
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	57,000,000	122.83	70,016,520	121.38	69,187,740	1.700	2033/6/20	3.04
日本	国債証券	第338回利付国債(10年)	64,000,000	103.44	66,206,880	103.64	66,330,240	0.400	2025/3/20	2.92
日本	特殊債券	第14回政府保証地方公共団体金融機構債券	60,000,000	103.57	62,144,400	103.27	61,967,400	1.100	2020/7/17	2.73
日本	国債証券	第339回利付国債(10年)	59,000,000	103.62	61,140,780	103.68	61,172,380	0.400	2025/6/20	2.69
日本	地方債証券	平成29年度第7回静岡県公募公債(5年)	60,000,000	99.87	59,926,800	100.02	60,014,400	0.010	2022/6/20	2.64
日本	国債証券	第111回利付国債(20年)	44,000,000	126.37	55,606,130	124.69	54,864,480	2.200	2029/6/20	2.41
日本	国債証券	第32回利付国債(30年)	39,000,000	139.78	54,514,590	134.82	52,580,970	2.300	2040/3/20	2.31
日本	地方債証券	第696回東京都公募公債	50,000,000	105.72	52,860,000	104.48	52,243,500	1.190	2021/6/18	2.30
日本	地方債証券	平成26年度第1回横浜市公募公債	50,000,000	105.17	52,588,000	104.44	52,223,500	0.703	2024/4/15	2.30
日本	特殊債券	第11回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	50,000,000	105.29	52,647,500	104.18	52,093,000	1.000	2021/9/14	2.29
日本	地方債証券	平成21年度第7回横浜市公募公債	50,000,000	103.97	51,986,500	103.58	51,794,000	1.450	2020/2/17	2.28
日本	地方債証券	平成21年度第4回埼玉県公募公債	50,000,000	103.52	51,760,500	102.79	51,396,000	1.460	2019/7/29	2.26
日本	特殊債券	第57回中日本高速道路株式会社社債	50,000,000	100.81	50,408,500	100.44	50,224,000	0.294	2019/3/20	2.21
日本	国債証券	第379回利付国債(2年)	45,000,000	100.51	45,231,750	100.52	45,236,700	0.100	2019/8/15	1.99
日本	国債証券	第141回利付国債(20年)	36,000,000	122.39	44,061,730	121.26	43,656,840	1.700	2032/12/20	1.92

日本	国債証券	第121回利付国債（20年）	34,000,000	123.65	42,042,470	122.46	41,638,780	1.900	2030/9/20	1.83
日本	地方債証券	第734回東京都公募公債	40,000,000	104.21	41,685,600	103.64	41,456,800	0.551	2024/6/20	1.82
日本	国債証券	第342回利付国債（10年）	40,000,000	101.38	40,554,000	101.19	40,479,600	0.100	2026/3/20	1.78
日本	地方債証券	平成25年度第4回神戸市公募公債	40,000,000	100.67	40,269,600	100.29	40,117,600	0.312	2018/8/16	1.77
日本	特殊債券	第64回中日本高速道路株式会社社債	40,000,000	100.20	40,082,400	100.13	40,052,800	0.060	2021/5/31	1.76
日本	国債証券	第151回利付国債（20年）	31,000,000	114.49	35,493,140	113.39	35,153,070	1.200	2034/12/20	1.55
日本	国債証券	第336回利付国債（10年）	32,000,000	105.08	33,628,160	104.33	33,385,920	0.500	2024/12/20	1.47
日本	国債証券	第20回利付国債（30年）	23,000,000	138.08	31,760,010	135.68	31,207,090	2.500	2035/9/20	1.37

ロ 種類別の投資比率

2017年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	66.98
地方債証券	17.03
特殊債券	11.89
社債券	1.35
合計	97.25

外国債券マザーファンド（A号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2017年 8月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375	4,730,000	10,984.58	519,570,789	11,032.51	521,837,761	1.375	2020/4/30	12.48
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875	3,670,000	11,079.81	406,629,297	11,125.67	408,312,370	1.875	2022/3/31	9.76
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	1,830,000	13,306.32	243,505,792	13,319.32	243,743,570	0.000	2020/5/25	5.83
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	2,050,000	11,010.51	225,715,609	11,605.31	237,908,947	3.000	2045/11/15	5.69
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1	1,380,000	13,408.90	185,042,890	13,395.23	184,854,247	1.000	2018/11/25	4.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75	1,590,000	11,029.06	175,362,057	11,027.76	175,341,482	0.750	2017/12/31	4.19
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.5	1,460,000	11,219.06	163,798,410	11,443.99	167,082,368	2.500	2023/8/15	4.00
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.75	1,400,000	11,056.12	154,785,764	11,123.95	155,735,332	1.750	2020/12/31	3.72
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	1,120,000	13,294.10	148,893,958	13,318.53	149,167,566	0.000	2021/5/25	3.57
アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 5	850,000	15,825.81	134,519,413	15,386.48	130,785,088	5.000	2020/10/18	3.13
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5	620,000	20,160.69	124,996,278	19,977.86	123,862,761	5.500	2029/4/25	2.96
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4	620,000	19,463.97	120,676,623	19,450.14	120,590,872	4.000	2038/10/25	2.88

ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0.25	900,000	12,826.02	115,434,214	13,091.83	117,826,559	0.250	2027/2/15	2.82
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0325 4.25	720,000	16,331.48	117,586,719	16,146.80	116,257,019	4.250	2022/9/28	2.78
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.25	660,000	14,400.83	95,045,512	14,408.96	95,099,188	1.250	2018/7/22	2.27
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5	490,000	17,453.25	85,520,938	17,609.80	86,288,042	2.500	2046/8/15	2.06
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5	490,000	14,614.20	71,609,589	14,381.99	70,471,764	2.500	2020/10/25	1.69
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0320 4.25	290,000	20,633.71	59,837,769	20,400.77	59,162,261	4.250	2041/3/28	1.41
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75	450,000	12,301.52	55,356,844	12,193.51	54,870,824	5.750	2029/6/1	1.31
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.5	240,000	21,437.67	51,450,408	22,421.30	53,811,134	4.500	2042/12/7	1.29
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	350,000	14,794.48	51,780,712	14,694.04	51,429,148	1.750	2019/7/22	1.23
ベルギー	国債証券	BELGIAN 0318 3.75	340,000	15,089.25	51,303,479	14,874.64	50,573,807	3.750	2020/9/28	1.21
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	350,000	13,548.01	47,418,056	14,318.36	50,114,289	4.375	2038/2/15	1.20
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75	310,000	15,192.87	47,097,897	14,980.68	46,440,128	1.750	2057/7/22	1.11
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	500,000	8,843.82	44,219,136	8,915.54	44,577,725	2.750	2024/4/21	1.07
イタリア	国債証券	BTPS 4.5	280,000	15,939.42	44,630,383	15,587.03	43,643,704	4.500	2023/5/1	1.04
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	320,000	12,272.14	39,270,872	13,183.97	42,188,721	3.750	2041/8/15	1.01
イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.25	200,000	20,043.11	40,086,231	20,336.89	40,673,788	4.250	2036/3/7	0.97
イタリア	国債証券	BTPS 5	230,000	17,947.61	41,279,505	17,201.46	39,563,377	5.000	2034/8/1	0.95
ベルギー	国債証券	BELGIAN 1	270,000	13,518.82	36,500,831	13,697.31	36,982,757	1.000	2026/6/22	0.88

□ 種類別の投資比率

2017年 8月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	96.75
地方債証券	1.09
合計	97.84

投資不動産物件

国内株式マザーファンド(D号)

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド(D号)

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド(D号)

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド(A号)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

2017年 8月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	164,441.65	18,054,048	18,156,002	1.16
	米ドル	売建	114,339.80	12,553,366	12,624,257	0.80
	シンガポールドル	売建	75,264.30	6,097,913	6,121,998	0.39

（注）わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

国内債券マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

2017年 8月31日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,902,043.17	208,905,130	209,969,822	5.02
	カナダドル	買建	460,000.00	39,956,198	40,190,200	0.96
	ユーロ	買建	243,944.62	31,823,505	32,039,685	0.76
	スイスフラン	買建	80,000.00	9,099,808	9,172,800	0.21
	デンマーククローネ	買建	1,520,000.00	25,235,800	26,843,200	0.64
	オーストラリアドル	買建	460,000.00	39,845,614	40,190,200	0.96
	米ドル	売建	2,793,819.76	306,828,101	308,355,263	7.37
	ユーロ	売建	13.20	1,734	1,733	0.00

（注）わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2017年8月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



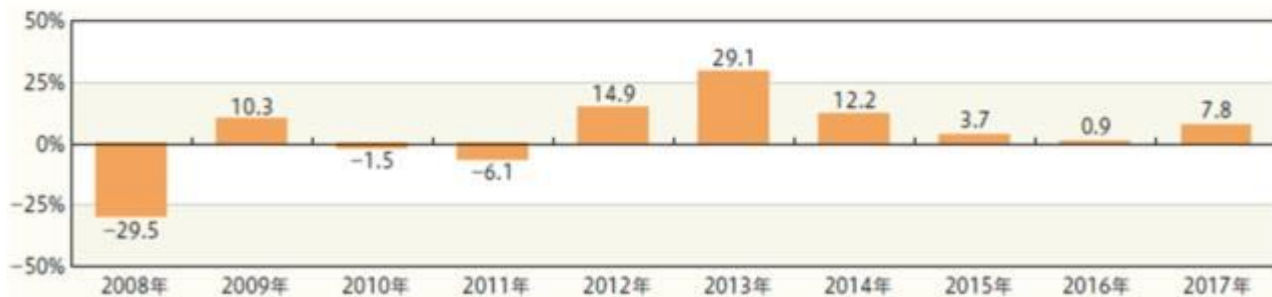
分配の推移

決算期	分配金
2017年1月	0円
2016年2月	0円
2015年1月	0円
2014年1月	0円
2013年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万円当たり、信託報酬控除後です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2017年のファンドの収益率は、年初から2017年8月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる

口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.188%（税抜き1.1%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準

じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「LV50」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2001年1月31日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年1月31日から翌年1月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

八 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。ただし、2018年2月1日以降は、以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられま

す。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期(平成28年 2月 2日から平成29年 1月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 （平成28年 2月 1日現在）	第16期 （平成29年 1月30日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	124,468,536	130,303,283
親投資信託受益証券	2,478,397,817	2,744,743,500
未収入金	900,000	920,000
未収利息	34	-
流動資産合計	2,603,766,387	2,875,966,783
資産合計	2,603,766,387	2,875,966,783
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,701,281	924,729
未払受託者報酬	1,384,934	1,447,635
未払委託者報酬	13,849,370	14,476,250
未払利息	-	379
その他未払費用	69,189	74,215
流動負債合計	21,004,774	16,923,208
負債合計	21,004,774	16,923,208
純資産の部		
元本等		
元本	1,867,602,868	2,015,404,301
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	715,158,745	843,639,274
元本等合計	2,582,761,613	2,859,043,575
純資産合計	2,582,761,613	2,859,043,575
負債純資産合計	2,603,766,387	2,875,966,783

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期		第16期	
	自	平成27年 1月31日 至 平成28年 2月 1日	自	平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
営業収益				
受取利息		10,547		33
有価証券売買等損益		104,596,705		109,075,683
営業収益合計		104,607,252		109,075,716
営業費用				
支払利息		-		69,642
受託者報酬		2,671,587		2,816,510
委託者報酬		26,715,889		28,164,925
その他費用		133,457		159,938
営業費用合計		29,520,933		31,211,015
営業利益又は営業損失（ ）		75,086,319		77,864,701
経常利益又は経常損失（ ）		75,086,319		77,864,701
当期純利益又は当期純損失（ ）		75,086,319		77,864,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		9,659,766		4,187,125
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		578,264,910		715,158,745
剰余金増加額又は欠損金減少額		142,837,974		113,803,902
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		142,837,974		113,803,902
剰余金減少額又は欠損金増加額		71,370,692		67,375,199
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		71,370,692		67,375,199
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		715,158,745		843,639,274

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第16期	
	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成28年 2月 2日から平成29年 1月30日までとなっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期		第16期	
	(平成28年 2月 1日現在)		(平成29年 1月30日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,867,602,868口		2,015,404,301口	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.3829円	1口当たり純資産額	1.4186円
	(10,000口当たりの純資産額)	13,829円)	(10,000口当たりの純資産額)	14,186円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期	第16期
	自 平成27年 1月31日 至 平成28年 2月 1日	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,446,278円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（39,980,275円）、収益調整金（578,792,164円）、および分配準備積立金（506,741,980円）より、分配対象収益は1,150,960,697円（1万口当たり6,162.75円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,718,821円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（53,333,005円）、収益調整金（720,223,302円）、および分配準備積立金（522,327,485円）より、分配対象収益は1,324,602,613円（1万口当たり6,572.36円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	第16期
	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	第16期 自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期 (平成29年 1月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第15期（自 平成27年 1月31日 至 平成28年 2月 1日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	92,428,990円
合計	92,428,990円

第16期（自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	105,509,484円
合計	105,509,484円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第15期 （平成28年 2月 1日現在）	第16期 （平成29年 1月30日現在）
期首元本額	1,710,175,144円	1,867,602,868円
期中追加設定元本額	365,719,815円	325,527,558円
期中一部解約元本額	208,292,091円	177,726,125円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(D号)	630,873,728	866,252,715	
	外国株式マザーファンド(D号)	324,080,404	585,710,514	
	国内債券マザーファンド(D号)	622,519,383	859,637,015	
	外国債券マザーファンド(A号)	169,249,475	433,143,256	
合計		1,746,722,990	2,744,743,500	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)は、「国内株式マザーファンド(D号)」、「外国株式マザーファンド(D号)」、「国内債券マザーファンド(D号)」および「外国債券マザーファンド(A号)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(D号)

貸借対照表

(単位：円)

	(平成28年 2月 1日現在)	(平成29年 1月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	145,918,180	168,185,638
株式	4,806,271,270	4,963,577,060
未収入金	82,022,465	110,650,791
未収配当金	4,078,850	5,452,870
未収利息	39	-
流動資産合計	5,038,290,804	5,247,866,359
資産合計	5,038,290,804	5,247,866,359
負債の部		
流動負債		
未払金	125,605,384	93,524,006
未払解約金	82,532	920,000
未払利息	-	490
その他未払費用	-	2,531
流動負債合計	125,687,916	94,447,027
負債合計	125,687,916	94,447,027

（平成28年 2月 1日現在）

（平成29年 1月30日現在）

純資産の部		
元本等		
元本	3,808,195,684	3,753,102,289
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,104,407,204	1,400,317,043
元本等合計	4,912,602,888	5,153,419,332
純資産合計	4,912,602,888	5,153,419,332
負債純資産合計	5,038,290,804	5,247,866,359

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,808,195,684口	3,753,102,289口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2900円 (10,000口当たりの純資産額 12,900円)	1口当たり純資産額 1.3731円 (10,000口当たりの純資産額 13,731円)

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 1月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 2月 1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,808,363,925円
同期中における追加設定元本額	607,180,609円
同期中における一部解約元本額	607,348,850円
平成28年 2月 1日現在における元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	1,514,553,968円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	872,129,970円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	216,970,344円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	607,602,793円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	596,938,609円
合計	3,808,195,684円

（平成29年 1月30日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,808,195,684円
同期中における追加設定元本額	442,283,581円
同期中における一部解約元本額	497,376,976円
平成29年 1月30日現在における元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	1,359,732,643円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	927,800,650円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	219,743,555円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	630,873,728円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	614,951,713円
合計	3,753,102,289円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	27,000	3,270.00	88,290,000	
ウエストホールディングス	21,300	823.00	17,529,900	
大豊建設	55,000	530.00	29,150,000	
東鉄工業	6,200	3,280.00	20,336,000	
大東建託	1,400	15,980.00	22,372,000	
日成ビルド工業	46,000	571.00	26,266,000	
大和ハウス工業	20,100	3,098.00	62,269,800	
東芝プラントシステム	18,100	1,716.00	31,059,600	
森永製菓	18,500	4,880.00	90,280,000	
S Foods	19,500	3,035.00	59,182,500	
ニチレイ	16,900	2,338.00	39,512,200	
セーレン	60,000	1,416.00	84,960,000	
日産化学工業	9,300	4,110.00	38,223,000	
東ソー	13,000	876.00	11,388,000	
デンカ	9,000	560.00	5,040,000	
信越化学工業	9,100	9,791.00	89,098,100	
大陽日酸	36,000	1,372.00	49,392,000	
四国化成工業	10,000	1,084.00	10,840,000	

アイカ工業	13,800	3,070.00	42,366,000
日立化成	15,000	3,245.00	48,675,000
扶桑化学工業	20,200	2,535.00	51,207,000
A D E K A	24,200	1,655.00	40,051,000
日油	46,000	1,192.00	54,832,000
太陽ホールディングス	2,800	4,600.00	12,880,000
富士フィルムホールディングス	6,500	4,440.00	28,860,000
ライオン	41,000	1,943.00	79,663,000
ポーラ・オルビスホールディングス	7,500	10,690.00	80,175,000
フマキラー	10,000	769.00	7,690,000
ニフコ	11,300	5,810.00	65,653,000
塩野義製薬	13,100	5,528.00	72,416,800
日本新薬	8,100	5,880.00	47,628,000
中外製薬	3,500	3,345.00	11,707,500
栄研化学	21,900	2,935.00	64,276,500
大塚ホールディングス	5,800	5,265.00	30,537,000
ペプチドリーム	1,600	5,690.00	9,104,000
J Xホールディングス	9,200	541.20	4,979,040
M A R U W A	12,700	3,780.00	48,006,000
ニチアス	17,000	1,178.00	20,026,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,400	2,054.00	4,929,600
日本軽金属ホールディングス	54,700	284.00	15,534,800
古河電気工業	1,000	3,890.00	3,890,000
三和ホールディングス	10,300	1,120.00	11,536,000
パイオラックス	6,400	7,340.00	46,976,000
三浦工業	18,400	1,808.00	33,267,200
日特エンジニアリング	5,900	1,774.00	10,466,600
ディスコ	2,100	14,690.00	30,849,000
やまびこ	3,100	1,588.00	4,922,800
平田機工	1,700	7,680.00	13,056,000
住友重機械工業	36,000	795.00	28,620,000
ダイキン工業	6,900	11,460.00	79,074,000
ダイフク	30,700	2,520.00	77,364,000
C K D	29,200	1,533.00	44,763,600
竹内製作所	7,000	2,493.00	17,451,000
アマノ	12,100	2,200.00	26,620,000
グローリー	5,600	3,560.00	19,936,000
ホシザキ	4,600	8,960.00	41,216,000
スター精密	18,400	1,721.00	31,666,400
日立製作所	38,000	667.90	25,380,200
山洋電気	18,000	891.00	16,038,000
マブチモーター	3,900	5,950.00	23,205,000

日新電機	10,600	1,367.00	14,490,200
大崎電気工業	9,000	1,207.00	10,863,000
能美防災	11,800	1,729.00	20,402,200
T D K	800	8,220.00	6,576,000
アルプス電気	3,000	3,080.00	9,240,000
ヨコオ	8,500	1,135.00	9,647,500
日立マクセル	2,200	2,280.00	5,016,000
キーエンス	1,800	44,020.00	79,236,000
イリソ電子工業	2,600	6,370.00	16,562,000
小糸製作所	11,100	6,030.00	66,933,000
トヨタ自動車	10,700	6,705.00	71,743,500
スズキ	15,400	4,434.00	68,283,600
富士重工業	10,200	4,730.00	48,246,000
ヤマハ発動機	13,800	2,419.00	33,382,200
エフ・シー・シー	7,100	2,040.00	14,484,000
島津製作所	24,000	1,911.00	45,864,000
朝日インテック	6,000	4,650.00	27,900,000
ニプロ	10,800	1,285.00	13,878,000
バンダイナムコホールディングス	15,100	3,150.00	47,565,000
パイロットコーポレーション	9,300	4,635.00	43,105,500
フジシールインターナショナル	11,400	2,421.00	27,599,400
プロネクサス	2,300	1,074.00	2,470,200
ヨネックス	9,800	5,410.00	53,018,000
ヤマハ	20,100	3,515.00	70,651,500
ビジョン	4,100	3,075.00	12,607,500
イーレックス	700	3,310.00	2,317,000
東京急行電鉄	16,000	846.00	13,536,000
九州旅客鉄道	7,200	3,050.00	21,960,000
商船三井	13,000	372.00	4,836,000
システナ	3,900	1,802.00	7,027,800
ハーツユナイテッドグループ	19,300	1,712.00	33,041,600
VOYAGE GROUP	6,900	1,612.00	11,122,800
テクマトリックス	6,100	2,116.00	12,907,600
インフォコム	24,700	1,676.00	41,397,200
クレスコ	2,000	2,609.00	5,218,000
ジャストシステム	31,000	1,261.00	39,091,000
電通国際情報サービス	14,200	2,064.00	29,308,800
テレビ朝日ホールディングス	5,300	2,269.00	12,025,700
K D D I	24,000	3,065.00	73,560,000
ミロク情報サービス	16,100	1,702.00	27,402,200
ソフトバンクグループ	2,900	8,853.00	25,673,700
あらた	4,200	2,750.00	11,550,000

あい ホールディングス	12,400	2,214.00	27,453,600
TOKAIホールディングス	12,300	811.00	9,975,300
シークス	9,900	4,135.00	40,936,500
伊藤忠商事	28,800	1,579.00	45,475,200
PALTAC	33,400	2,929.00	97,828,600
トラスコ中山	26,400	2,581.00	68,138,400
サンエー	10,000	5,220.00	52,200,000
セリア	800	7,660.00	6,128,000
薬王堂	30,200	2,034.00	61,426,800
ニトリホールディングス	5,800	12,660.00	73,428,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	125,100	747.20	93,474,720
みずほフィナンシャルグループ	391,000	214.50	83,869,500
第一生命ホールディングス	26,000	2,086.50	54,249,000
東京海上ホールディングス	11,500	4,780.00	54,970,000
T&Dホールディングス	5,900	1,706.00	10,065,400
全国保証	12,900	3,965.00	51,148,500
日立キャピタル	10,900	2,968.00	32,351,200
三菱UFJリース	104,800	619.00	64,871,200
飯田グループホールディングス	2,200	2,150.00	4,730,000
スターツコーポレーション	3,500	1,975.00	6,912,500
日本工営	3,000	2,561.00	7,683,000
リンクアンドモチベーション	93,600	450.00	42,120,000
エス・エム・エス	5,900	2,810.00	16,579,000
テンプホールディングス	43,700	1,965.00	85,870,500
ツクイ	34,400	777.00	26,728,800
ベネフィット・ワン	20,900	2,869.00	59,962,100
ライク	3,400	2,514.00	8,547,600
プレステージ・インターナショナル	75,600	821.00	62,067,600
エン・ジャパン	18,100	2,086.00	37,756,600
Gunosy	13,800	2,425.00	33,465,000
ジャパンマテリアル	18,900	1,706.00	32,243,400
M&Aキャピタルパートナーズ	1,600	3,955.00	6,328,000
D.A.コンソーシアムホールディングス	34,900	857.00	29,909,300
リログループ	1,500	16,060.00	24,090,000
東祥	13,600	5,300.00	72,080,000
共立メンテナンス	4,200	7,380.00	30,996,000
西尾レントオール	5,100	3,295.00	16,804,500
ダイセキ	16,100	2,254.00	36,289,400
合計	2,705,100		4,963,577,060

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	197,740	562,055
コール・ローン	47,902,368	17,471,314
株式	1,169,566,169	1,362,520,120
派生商品評価勘定	54,456	29,243
未収入金	53,547,320	92,726,473
未収配当金	657,137	1,046,552
未収利息	13	-
流動資産合計	1,271,925,203	1,474,355,757
資産合計	1,271,925,203	1,474,355,757
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	44,582	26,670
未払金	72,123,180	93,536,736
未払利息	-	50
その他未払費用	-	215
流動負債合計	72,167,762	93,563,671
負債合計	72,167,762	93,563,671
純資産の部		
元本等		
元本	735,574,622	764,018,123
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	464,182,819	616,773,963
元本等合計	1,199,757,441	1,380,792,086
純資産合計	1,199,757,441	1,380,792,086
負債純資産合計	1,271,925,203	1,474,355,757

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年 2月 1日現在)	(平成29年 1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	735,574,622口	764,018,123口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6310円 (10,000口当たりの純資産額 16,310円)	1口当たり純資産額 1.8073円 (10,000口当たりの純資産額 18,073円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
	(1)金融商品の内容

項 目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 1月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成28年 2月 1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	72,162,281	-	72,117,811	44,470
	米ドル	56,296,771	-	56,273,548	23,223
	カナダドル	484,120	-	484,232	112
	ユーロ	11,831,118	-	11,815,910	15,208
	英ポンド	1,206,144	-	1,204,107	2,037
	スイスフラン	580,002	-	579,371	631
	スウェーデンクローナ	152,956	-	152,535	421
	ノルウェークローネ	164,976	-	164,436	540
	オーストラリアドル	707,471	-	705,818	1,653
	香港ドル	423,294	-	422,870	424
	シンガポールドル	315,429	-	314,984	445
	売建	53,529,201	-	53,474,857	54,344
	米ドル	20,830,742	-	20,822,149	8,593
	ユーロ	23,555,512	-	23,525,203	30,309
	英ポンド	9,142,947	-	9,127,505	15,442
合計	125,691,482	-	125,592,668	9,874	

(平成29年 1月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	93,499,559	-	93,528,739	29,180
	米ドル	67,908,025	-	67,925,788	17,763
	ユーロ	15,002,411	-	15,012,476	10,065
	英ポンド	4,044,727	-	4,046,125	1,398
	オーストラリアドル	4,695,945	-	4,695,962	17
	香港ドル	1,848,451	-	1,848,388	63
	売建	92,692,412	-	92,719,019	26,607
	米ドル	76,774,665	-	76,794,747	20,082
	ユーロ	6,010,498	-	6,014,531	4,033
	スイスフラン	3,357,257	-	3,359,727	2,470
	オーストラリアドル	6,549,992	-	6,550,014	22
	合計	186,191,971	-	186,247,758	2,573

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 2月 2日

至 平成29年 1月30日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 2月 1日現在)

開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	642,197,880円
--------------------------------	--------------

(平成28年 2月 1日現在)	
同期中における追加設定元本額	127,573,106円
同期中における一部解約元本額	34,196,364円
平成28年 2月 1日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	84,397,724円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	311,044,820円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	340,132,078円
合計	735,574,622円

(平成29年 1月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	735,574,622円
同期中における追加設定元本額	124,829,479円
同期中における一部解約元本額	96,385,978円
平成29年 1月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	85,036,895円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	324,080,404円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	354,900,824円
合計	764,018,123円

附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORPORATION	1,054	113.79	119,934.66	
	CONOCOPHILLIPS	1,960	49.43	96,882.80	
	EOG RESOURCES INC	979	102.90	100,739.10	
	EXXON MOBIL CORPORATION	1,693	85.51	144,768.43	
	SCHLUMBERGER LTD	1,603	84.50	135,453.50	
	AVERY DENNISON CORP	675	73.77	49,794.75	
	DOW CHEMICAL	2,314	61.31	141,871.34	
	MONSANTO CO	332	109.40	36,320.80	
	NEWMONT MINING CORP	1,073	34.38	36,889.74	
	EATON CORP PLC	2,520	70.95	178,794.00	
	LOCKHEED MARTIN CORPORATION	452	253.50	114,582.00	
	RAYTHEON COMPANY	584	145.88	85,193.92	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	3,974	42.77	169,967.98	

TRANSDIGM GROUP INC	433	219.00	94,827.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	1,898	43.73	82,999.54
UNION PACIFIC CORP	1,354	109.20	147,856.80
DELPHI AUTOMOTIVE PLC	697	70.99	49,480.03
COACH INC	3,005	35.58	106,917.90
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	897	86.08	77,213.76
CBS CORP-CL B	2,795	64.74	180,948.30
COMCAST CORP-CL A	2,500	75.95	189,875.00
AMAZON.COM INC	222	835.77	185,540.94
LOWE'S COMPANIES INC	1,028	73.25	75,301.00
PRICELINE GROUP INC/THE	56	1,602.92	89,763.52
TJX COMPANIES INC	1,452	74.26	107,825.52
ALTRIA GROUP INC	2,236	71.03	158,823.08
BROWN-FORMAN CORPORATION	1,602	45.59	73,035.18
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	1,173	95.88	112,467.24
REYNOLDS AMERICAN INC	1,512	60.34	91,234.08
PROCTER & GAMBLE CO	971	86.72	84,205.12
BARD(C.R.) INC	520	238.44	123,988.80
BOSTON SCIENTIFIC CORP	5,689	23.87	135,796.43
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,218	162.99	198,521.82
CELGENE CORP	1,041	113.62	118,278.42
JOHNSON & JOHNSON	1,136	113.38	128,799.68
MERCK & CO. INC.	2,094	61.75	129,304.50
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	941	145.45	136,868.45
ZOETIS INC	1,964	54.65	107,332.60
FIRST REPUBLIC BANK/CA	1,537	94.82	145,738.34
JPMORGAN CHASE & CO	2,771	86.93	240,883.03
US BANCORP	3,115	52.99	165,063.85
AMERICAN EXPRESS COMPANY	1,228	76.85	94,371.80
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,033	69.06	140,398.98
MORGAN STANLEY	2,747	43.65	119,906.55
NASDAQ INC	1,584	68.36	108,282.24
CHUBB LTD	876	133.30	116,770.80
MARSH & MCLENNAN COS	1,843	68.85	126,890.55
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	1,171	125.76	147,264.96
ADOBE SYSTEMS INC	774	113.99	88,228.26
ALPHABET INC-CL A	297	845.03	250,973.91
CADENCE DESIGN SYS INC	3,324	26.22	87,155.28
ELECTRONIC ARTS INC	1,047	83.16	87,068.52
FACEBOOK INC-A	1,400	132.18	185,052.00
MICROSOFT CORP	3,924	65.78	258,120.72
PTC INC	1,223	52.23	63,877.29

	VISA INC	1,456	83.77	121,969.12
	APPLE INC	2,079	121.95	253,534.05
	CISCO SYSTEMS INC	2,449	30.98	75,870.02
	TERADYNE INC	2,252	28.56	64,317.12
	AT&T INC	3,265	42.01	137,162.65
	T-MOBILE US INC	1,442	62.42	90,009.64
	NEXTERA ENERGY INC	1,541	121.37	187,031.17
	BROADCOM LTD	985	205.71	202,624.35
	MICRON TECHNOLOGY INC	5,066	23.97	121,432.02
	XILINX INC	956	58.49	55,916.44
	米ドル 小計	110,032		8,134,311.39 (933,249,545)
カナダドル	BANK OF MONTREAL	2,003	100.81	201,922.43
	カナダドル 小計	2,003		201,922.43 (17,633,885)
ユーロ	TOTAL SA	2,428	47.22	114,662.30
	BASF SE	1,046	91.18	95,374.28
	CRH PLC	2,900	33.35	96,715.00
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,839	29.01	53,358.58
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV-RTS	1,839	0.42	781.57
	BRENTAG AG	1,291	55.23	71,301.93
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,769	46.86	82,895.34
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,807	68.22	123,273.54
	CONTINENTAL AG	443	184.75	81,844.25
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	464	186.85	86,698.40
	ACCOR SA	1,997	38.71	77,303.87
	REMY COINTREAU	772	85.42	65,944.24
	UNILEVER NV-CVA	2,498	38.00	94,924.00
	ESSILOR INTERNATIONAL	488	109.25	53,314.00
	FRESENIUS SE & CO KGAA	830	74.70	62,001.00
	SANOFI	921	74.49	68,605.29
	INTESA SANPAOLO	11,331	2.26	25,698.70
	NATIXIS	18,259	5.64	102,980.76
	UNICREDIT SPA	789	27.71	21,863.19
	ING GROEP NV-CVA	7,742	13.66	105,755.72
	AXA SA	2,695	23.25	62,672.22
	VONOVIA SE	1,292	30.01	38,779.38
	SAP SE	641	85.23	54,632.43
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	3,496	16.35	57,159.60
	ORANGE S.A.	4,096	14.45	59,187.20
	IBERDROLA SA	5,075	5.88	29,841.00
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	3,475	17.13	59,544.12

	ユーロ 小計	82,223		1,847,111.91 (227,287,120)
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	3,673	22.86	83,964.78
	FRESNILLO PLC	1,852	14.28	26,446.56
	GLENCORE PLC	8,608	3.27	28,178.28
	RIO TINTO PLC	1,199	35.67	42,774.32
	WPP PLC	3,350	18.78	62,913.00
	IMPERIAL BRANDS PLC	2,098	37.16	77,972.17
	SHIRE PLC	1,189	43.89	52,185.21
	PRUDENTIAL PLC	4,428	15.77	69,829.56
	ST JAMES'S PLACE PLC	3,452	10.83	37,385.16
	英ポンド 小計	29,849		481,649.04 (69,564,570)
スイスフラン	LONZA GROUP AG-REG	326	183.30	59,755.80
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	268	236.30	63,328.40
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	2,608	15.28	39,850.24
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	219	289.70	63,444.30
	スイスフラン 小計	3,421		226,378.74 (26,047,137)
スウェーデンクローナ	ASSA ABLOY AB-B	3,615	167.40	605,151.00
	スウェーデンクローナ 小計	3,615		605,151.00 (7,866,963)
ノルウェークローネ	ORKLA ASA	7,873	77.40	609,370.20
	DNB ASA	4,037	139.60	563,565.20
	ノルウェークローネ 小計	11,910		1,172,935.40 (16,174,779)
オーストラリアドル	WOODSIDE PETROLEUM LTD	1,497	32.31	48,368.07
	BHP BILLITON LTD	1,432	27.52	39,408.64
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	2,740	30.68	84,063.20
	MACQUARIE GROUP LTD	1,276	85.77	109,442.52
	オーストラリアドル 小計	6,945		281,282.43 (24,367,496)
ニュージーランドドル	SPARK NEW ZEALAND LIMITED	20,162	3.59	72,482.39
	ニュージーランドドル 小計	20,162		72,482.39 (6,045,031)
香港ドル	SANDS CHINA LTD	7,600	34.50	262,200.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	12,500	31.20	390,000.00
	AIA GROUP LTD	5,000	48.30	241,500.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	5,000	74.55	372,750.00
	香港ドル 小計	30,100		1,266,450.00 (18,730,795)

シンガポールドル	FIRST RESOURCES LTD	21,900	1.95	42,814.50	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	21,400	2.46	52,644.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	1,100	41.87	46,057.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	2,700	19.17	51,759.00	
シンガポールドル 小計		47,100		193,274.50	(15,552,799)
合 計		347,360		1,362,520,120	(1,362,520,120)

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 65銘柄	67.6%	68.5%
カナダドル	株式 1銘柄	1.3%	1.3%
ユーロ	株式 27銘柄	16.5%	16.7%
英ポンド	株式 9銘柄	5.0%	5.1%
スイスフラン	株式 4銘柄	1.9%	1.9%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	0.6%	0.6%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	1.2%	1.2%
オーストラリアドル	株式 4銘柄	1.8%	1.8%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	0.4%	0.4%
香港ドル	株式 4銘柄	1.4%	1.4%
シンガポールドル	株式 4銘柄	1.1%	1.1%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券マザーファンド（D号）

貸借対照表

（単位：円）

（平成28年 2月 1日現在） （平成29年 1月30日現在）

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,874,424	36,499,124
国債証券	1,447,252,710	1,495,098,560
地方債証券	242,501,610	281,233,070
特殊債券	167,480,460	198,404,900

	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
社債券	31,106,000	30,842,500
未収利息	4,532,846	4,411,327
前払費用	395,728	305,260
流動資産合計	1,905,143,778	2,046,794,741
資産合計	1,905,143,778	2,046,794,741
負債の部		
流動負債		
未払金	-	10,030,900
未払解約金	900,000	-
未払利息	-	106
その他未払費用	-	588
流動負債合計	900,000	10,031,594
負債合計	900,000	10,031,594
純資産の部		
元本等		
元本	1,397,281,885	1,474,938,080
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	506,961,893	561,825,067
元本等合計	1,904,243,778	2,036,763,147
純資産合計	1,904,243,778	2,036,763,147
負債純資産合計	1,905,143,778	2,046,794,741

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,397,281,885口	1,474,938,080口

項目	（平成28年 2月 1日現在）		（平成29年 1月30日現在）	
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.3628円 13,628円	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.3809円 13,809円

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成28年 2月 1日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,241,043,261円
同期中における追加設定元本額	230,358,123円
同期中における一部解約元本額	74,119,499円
平成28年 2月 1日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	138,143,726円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	453,999,110円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	588,135,984円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	217,003,065円
合計	1,397,281,885円

（平成29年 1月30日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,397,281,885円
同期中における追加設定元本額	183,669,684円
同期中における一部解約元本額	106,013,489円
平成29年 1月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	133,177,709円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	487,915,397円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	622,519,383円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	231,325,591円
合計	1,474,938,080円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 3 7 1 回利付国債（ 2 年）	15,000,000	15,091,350	
	第 1 2 4 回利付国債（ 5 年）	10,000,000	10,083,200	
	第 1 2 6 回利付国債（ 5 年）	168,000,000	169,473,360	
	第 1 2 7 回利付国債（ 5 年）	105,000,000	105,957,600	
	第 1 3 0 回利付国債（ 5 年）	30,000,000	30,301,800	
	第 4 回利付国債（ 4 0 年）	8,000,000	11,152,080	
	第 7 回利付国債（ 4 0 年）	5,000,000	6,279,150	
	第 3 2 8 回利付国債（ 1 0 年）	10,000,000	10,405,900	
	第 3 2 9 回利付国債（ 1 0 年）	34,000,000	35,861,160	
	第 3 3 4 回利付国債（ 1 0 年）	92,000,000	96,037,880	
	第 3 3 5 回利付国債（ 1 0 年）	75,000,000	77,743,500	
	第 3 3 6 回利付国債（ 1 0 年）	32,000,000	33,195,520	
	第 3 3 8 回利付国債（ 1 0 年）	4,000,000	4,120,000	
	第 3 3 9 回利付国債（ 1 0 年）	14,000,000	14,427,000	
	第 3 4 0 回利付国債（ 1 0 年）	21,000,000	21,640,920	
	第 3 4 2 回利付国債（ 1 0 年）	40,000,000	40,145,200	
	第 3 4 3 回利付国債（ 1 0 年）	90,000,000	90,293,400	
	第 3 4 4 回利付国債（ 1 0 年）	12,000,000	12,034,440	
	第 3 回利付国債（ 3 0 年）	2,000,000	2,537,380	
	第 1 6 回利付国債（ 3 0 年）	4,000,000	5,335,240	
	第 2 0 回利付国債（ 3 0 年）	23,000,000	30,788,030	
	第 2 7 回利付国債（ 3 0 年）	5,000,000	6,750,350	
	第 3 2 回利付国債（ 3 0 年）	39,000,000	52,042,770	
第 3 3 回利付国債（ 3 0 年）	9,000,000	11,477,250		

	第34回利付国債(30年)	6,000,000	7,939,740
	第44回利付国債(30年)	3,000,000	3,677,580
	第46回利付国債(30年)	25,000,000	29,423,500
	第48回利付国債(30年)	5,000,000	5,766,050
	第67回利付国債(20年)	12,000,000	13,635,000
	第75回利付国債(20年)	6,000,000	7,007,100
	第84回利付国債(20年)	4,000,000	4,689,720
	第92回利付国債(20年)	19,000,000	22,762,950
	第104回利付国債(20年)	2,000,000	2,439,120
	第111回利付国債(20年)	39,000,000	48,511,320
	第121回利付国債(20年)	29,000,000	35,308,080
	第128回利付国債(20年)	9,000,000	11,000,340
	第135回利付国債(20年)	44,000,000	52,647,760
	第141回利付国債(20年)	31,000,000	37,156,910
	第145回利付国債(20年)	57,000,000	68,339,010
	第150回利付国債(20年)	68,000,000	78,106,840
	第151回利付国債(20年)	31,000,000	34,533,380
	第153回利付国債(20年)	13,000,000	14,676,480
	第154回利付国債(20年)	112,000,000	124,303,200
国債証券合計		1,362,000,000	1,495,098,560
地方債証券	第696回東京都公募公債	50,000,000	52,594,500
	第734回東京都公募公債	40,000,000	41,262,000
	平成24年度第6回静岡県公募公債	7,000,000	7,008,400
	平成20年度第4回広島県公募公債	27,000,000	27,853,470
	第49回共同発行市場公募地方債	60,000,000	60,250,800
	平成25年度第4回神戸市公募公債	40,000,000	40,194,400
	平成26年度第1回横浜市公募公債	50,000,000	52,069,500
地方債証券合計		274,000,000	281,233,070
特殊債券	第11回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	50,000,000	52,323,000
	第71回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	14,378,000
	第76回日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	20,971,000
	い第750号農林債	10,000,000	10,024,300
	第57回中日本高速道路株式会社社債	50,000,000	50,308,000
	第64回中日本高速道路株式会社社債	40,000,000	40,043,200
	第25回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	10,000,000	10,357,400

特殊債券合計		194,000,000	198,404,900	
社債券	第544回東京電力株式会社社債	10,000,000	10,245,100	
	第297回北陸電力株式会社社債	20,000,000	20,597,400	
社債券合計		30,000,000	30,842,500	
合計			2,005,579,030	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

貸借対照表

（単位：円）

	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	3,175,330	26,032,798
コール・ローン	106,269,598	58,245,640
国債証券	3,576,790,162	3,557,919,540
地方債証券	45,829,949	45,679,039
社債券	146,169,552	138,102,657
派生商品評価勘定	4,121,725	2,167,265
未収入金	330,999,323	136,312,463
未収利息	29,276,080	23,568,207
前払費用	8,031,066	5,749,531
流動資産合計	4,250,662,785	3,993,777,140
資産合計	4,250,662,785	3,993,777,140
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,174,270	1,671,115
未払金	336,145,573	137,813,805
未払解約金	-	15,749,822
未払利息	-	169
その他未払費用	-	807
流動負債合計	340,319,843	155,235,718
負債合計	340,319,843	155,235,718
純資産の部		
元本等		
元本	1,416,755,235	1,499,894,104
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,493,587,707	2,338,647,318
元本等合計	3,910,342,942	3,838,541,422
純資産合計	3,910,342,942	3,838,541,422
負債純資産合計	4,250,662,785	3,993,777,140

注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、社債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成28年 2月 1日現在）	（平成29年 1月30日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,416,755,235口	1,499,894,104口
2. 1単位当たり純資産の額	<p>1口当たり純資産額 2.7601円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 27,601円)</p>	<p>1口当たり純資産額 2.5592円</p> <p>(10,000口当たりの純資産額 25,592円)</p>

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成28年 2月 2日 至 平成29年 1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成28年 2月 1日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	491,961,479	-	494,527,313	2,565,834
	米ドル	242,336,733	-	244,082,151	1,745,418
	カナダドル	19,455,965	-	19,576,708	120,743
	メキシコペソ	38,024,282	-	38,182,264	157,982
	英ポンド	23,879,804	-	23,800,061	79,743
	スイスフラン	14,498,256	-	14,227,200	271,056
	デンマーククローネ	26,117,167	-	26,209,100	91,933
	ポーランドズロチ	25,469,445	-	25,489,085	19,640
	オーストラリアドル	102,179,827	-	102,960,744	780,917
	売建	489,419,069	-	492,037,448	2,618,379
	米ドル	183,449,178	-	183,922,190	473,012
	カナダドル	12,681,379	-	12,777,465	96,086
	メキシコペソ	34,964,112	-	35,108,606	144,494
	ユーロ	140,159,445	-	142,482,716	2,323,271
	英ポンド	28,533,940	-	28,429,965	103,975
	ポーランドズロチ	44,143,170	-	43,428,482	714,688
オーストラリアドル	16,267,745	-	16,232,524	35,221	
シンガポールドル	29,220,100	-	29,655,500	435,400	

合計	981,380,548	-	986,564,761	52,545
----	-------------	---	-------------	--------

(平成29年 1月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	228,076,810	-	230,171,850	2,095,040
	米ドル	145,008,097	-	146,200,326	1,192,229
	ユーロ	8,467,426	-	8,484,174	16,748
	英ポンド	3,956,551	-	3,970,250	13,699
	スイスフラン	9,026,184	-	9,211,200	185,016
	ノルウェークローネ	37,643,746	-	38,142,900	499,154
	デンマーククローネ	23,974,806	-	24,163,000	188,194
	売建	217,623,803	-	219,222,693	1,598,890
	米ドル	139,216,134	-	140,395,993	1,179,859
	カナダドル	37,910,444	-	38,376,800	466,356
	ユーロ	33,301,125	-	33,228,900	72,225
	英ポンド	7,196,100	-	7,221,000	24,900
合計	445,700,613	-	449,394,543	496,150	

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引の時価の算定方法について

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 2月 2日

至 平成29年 1月30日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成28年 2月 1日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,479,191,186円
同期中における追加設定元本額	191,048,422円
同期中における一部解約元本額	253,484,373円
平成28年 2月 1日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	99,891,593円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	139,764,645円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	69,005,654円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	14,062,301円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	22,472,279円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	9,419,776円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,061,771,232円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	177,464円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	114,610円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	75,681円
合計	1,416,755,235円

(平成29年 1月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,416,755,235円
同期中における追加設定元本額	250,938,440円
同期中における一部解約元本額	167,799,571円
平成29年 1月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	118,370,465円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	169,249,475円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	84,075,255円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	9,545,012円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	7,461,483円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	1,988,231円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,108,821,347円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	191,852円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	113,690円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	77,294円
合計	1,499,894,104円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 0.75	1,150,000.00	1,138,769.53			
		US TREASURY N/B 0.875	1,100,000.00	1,100,601.56			
		US TREASURY N/B 1.375	2,300,000.00	2,285,265.61			
		US TREASURY N/B 1.5	1,400,000.00	1,283,078.12			
		US TREASURY N/B 1.875	1,220,000.00	1,209,420.31			
		US TREASURY N/B 2	950,000.00	958,015.62			
		US TREASURY N/B 2.125	1,970,000.00	1,989,238.29			
		US TREASURY N/B 2.375	120,000.00	120,253.12			
		US TREASURY N/B 2.5	990,000.00	1,005,700.78			
		US TREASURY N/B 3	1,220,000.00	1,203,415.61			
		US TREASURY N/B 3.75	320,000.00	360,475.00			
		US TREASURY N/B 4.375	350,000.00	433,671.86			
		US TREASURY N/B 6.125	200,000.00	267,484.37			
		米ドル 小計			13,290,000.00	13,355,389.78 (1,532,263,869)	
		カナダドル		CANADA-GOV'T 1.75	40,000.00	40,899.20	
CANADA-GOV'T 5.75	410,000.00			573,741.70			
カナダドル 小計			450,000.00	614,640.90 (53,676,589)			
メキシコペソ		MEXICAN BONOS 8	5,000,000.00	5,158,380.00			
メキシコペソ 小計			5,000,000.00	5,158,380.00 (28,319,506)			
ユーロ		BELGIAN 0320 4.25	140,000.00	210,135.80			
		BELGIAN 0325 4.25	270,000.00	334,748.70			
		BTPS 4.5	280,000.00	332,514.00			
		BTPS 5	440,000.00	571,106.80			
		DEUTSCHLAND REP 1.5	40,000.00	44,123.60			
		DEUTSCHLAND REP 1.75	100,000.00	110,912.00			
		DEUTSCHLAND REP 1.75	90,000.00	101,256.30			
		DEUTSCHLAND REP 2.25	1,090,000.00	1,201,474.30			
		DEUTSCHLAND REP 2.5	150,000.00	198,969.00			
		DEUTSCHLAND REP 4.75	340,000.00	556,117.60			
		FRANCE O.A.T. 0	240,000.00	242,364.00			
		FRANCE O.A.T. 0	1,120,000.00	1,125,051.20			

	FRANCE O.A.T. 0.25	220,000.00	223,927.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5	690,000.00	677,373.00	
	FRANCE O.A.T. 1	260,000.00	267,230.60	
	FRANCE O.A.T. 1	670,000.00	692,565.60	
	FRANCE O.A.T. 2.25	1,220,000.00	1,364,875.00	
	FRANCE O.A.T. 2.5	1,210,000.00	1,334,605.80	
	FRANCE O.A.T. 4	210,000.00	294,413.70	
	FRANCE O.A.T. 5.5	830,000.00	1,234,542.00	
	IRISH GOVT 5	850,000.00	1,014,483.50	
	SPANISH GOV'T 1.15	250,000.00	259,372.50	
	SPANISH GOV'T 6	50,000.00	72,318.50	
	ユーロ 小計	10,760,000.00	12,464,480.50 (1,533,754,325)	
英債券	UK TSY GILT 1	830,000.00	833,984.00	
	UK TSY GILT 1.5	200,000.00	200,498.00	
	UK TSY GILT 2	50,000.00	52,752.00	
	UK TSY GILT 4.25	90,000.00	122,045.40	
	UK TSY GILT 4.25	210,000.00	341,386.50	
	UK TSY GILT 4.5	240,000.00	356,024.40	
	英債券 小計	1,620,000.00	1,906,690.30 (275,383,280)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,150,000.00	1,333,620.50	
	スウェーデンクローナ 小計	1,150,000.00	1,333,620.50 (17,337,066)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 3	700,000.00	770,140.00	
	ノルウェークローネ 小計	700,000.00	770,140.00 (10,620,230)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.75	670,000.00	751,740.00	
	ポーランドズロチ 小計	670,000.00	751,740.00 (21,326,863)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	500,000.00	506,224.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.5	130,000.00	150,228.00	
	オーストラリアドル 小計	630,000.00	656,452.00 (56,868,436)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 2.75	340,000.00	352,546.00	
	シンガポールドル 小計	340,000.00	352,546.00 (28,369,376)	
国債証券合計			3,557,919,540 (3,557,919,540)	
地方債証券	カナダドル	ONTARIO PROVINCE 3.15	280,000.00	297,973.20
	カナダドル 小計	280,000.00	297,973.20 (26,021,999)	
	オーストラリアドル	NSWTC-DOMESTIC 3.5	220,000.00	226,908.00

	オーストラリアドル 小計		220,000.00	226,908.00 (19,657,040)
地方債証券合計				45,679,039 (45,679,039)
社債券	米ドル	GEN ELEC CAP CRP 2.3	400,000.00	401,014.40
		JPMORGAN CHASE 1.8	400,000.00	400,950.40
		MORGAN STANLEY 2.125	400,000.00	401,754.00
	米ドル 小計		1,200,000.00	1,203,718.80 (138,102,657)
社債券合計				138,102,657 (138,102,657)
合計				3,741,701,236 (3,741,701,236)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 13銘柄	39.9%	41.0%
	社債券 3銘柄	3.6%	3.7%
カナダドル	国債証券 2銘柄	1.4%	1.4%
	地方債証券 1銘柄	0.7%	0.7%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	0.7%	0.8%
ユーロ	国債証券 23銘柄	40.0%	41.0%
英ポンド	国債証券 6銘柄	7.2%	7.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.3%	0.3%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	1.5%	1.5%
	地方債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.7%	0.8%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1 . 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間（平成29年 1月31日から平成29年 7月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第17期中間計算期間 （平成29年 7月30日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	44,893,381
コール・ローン	119,350,800
親投資信託受益証券	3,034,952,667
流動資産合計	3,199,196,848
資産合計	3,199,196,848
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,718,208
未払受託者報酬	1,602,634
未払委託者報酬	16,026,235
未払利息	907
その他未払費用	81,525
流動負債合計	19,429,509
負債合計	19,429,509
純資産の部	
元本等	
元本	2,106,171,976
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,073,595,363
元本等合計	3,179,767,339
純資産合計	3,179,767,339
負債純資産合計	3,199,196,848

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期中間計算期間 自 平成29年 1月31日 至 平成29年 7月30日
営業収益	
有価証券売買等損益	206,239,167
営業収益合計	206,239,167
営業費用	
支払利息	53,355
受託者報酬	1,602,634
委託者報酬	16,026,235
その他費用	85,915
営業費用合計	17,768,139
営業利益又は営業損失（ ）	188,471,028
経常利益又は経常損失（ ）	188,471,028
中間純利益又は中間純損失（ ）	188,471,028
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,449,792
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	843,639,274
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,227,254
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	88,227,254
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,292,401
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,292,401
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,073,595,363

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第17期中間計算期間 自 平成29年 1月31日 至 平成29年 7月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第17期中間計算期間 (平成29年 7月30日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,106,171,976口
2. 1単位当たり純資産の額	1.5097円
	(10,000口当たりの純資産額 15,097円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期中間計算期間 (平成29年 7月30日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	第17期中間計算期間 (平成29年 7月30日現在)
期首元本額	2,015,404,301円
期中追加設定元本額	191,616,541円
期中一部解約元本額	100,848,866円

（参考）

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）は、「国内株式マザーファンド（D号）」、「外国株式マザーファンド（D号）」、「国内債券マザーファンド（D号）」および「外国債券マザーファンド（A号）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（D号）

貸借対照表

（単位：円）

（平成29年 7月30日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	47,902,306
コール・ローン	131,612,301
株式	5,398,862,560
未収入金	189,301,854

(平成29年 7月30日現在)

未収配当金	5,843,650
流動資産合計	5,773,522,671
資産合計	5,773,522,671
負債の部	
流動負債	
未払金	172,673,693
未払解約金	4,054,421
未払利息	333
その他未払費用	1,883
流動負債合計	176,730,330
負債合計	176,730,330
純資産の部	
元本等	
元本	3,495,028,896
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,101,763,445
元本等合計	5,596,792,341
純資産合計	5,596,792,341
負債純資産合計	5,773,522,671

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成29年 1月31日 至平成29年 7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 7月30日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		3,495,028,896口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.6014円
	(10,000口当たりの純資産額)	16,014円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成29年 7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,753,102,289円
同期中における追加設定元本額	147,222,977円
同期中における一部解約元本額	405,296,370円
平成29年 7月30日現在における元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	1,175,892,242円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	919,198,301円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	207,834,953円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	598,367,145円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	593,736,255円
合計	3,495,028,896円

外国株式マザーファンド（D号）

貸借対照表

（単位：円）	
（平成29年 7月30日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	2,752,196
金銭信託	9,443,347
コール・ローン	25,945,737
株式	1,482,436,473
未収配当金	1,326,783
流動資産合計	1,521,904,536
資産合計	1,521,904,536
負債の部	
流動負債	
未払利息	65
その他未払費用	174
流動負債合計	239
負債合計	239
純資産の部	
元本等	
元本	778,411,823
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	743,492,474
元本等合計	1,521,904,297
純資産合計	1,521,904,297
負債純資産合計	1,521,904,536

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成29年 1月31日 至 平成29年 7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
	為替予約取引

項目	自 平成29年 1月31日 至 平成29年 7月30日
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	778,411,823口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9551円 (10,000口当たりの純資産額 19,551円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 7月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

（平成29年 7月30日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	764,018,123円
同期中における追加設定元本額	46,717,164円
同期中における一部解約元本額	32,323,464円
平成29年 7月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	86,279,540円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	326,696,340円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	365,435,943円
合計	778,411,823円

国内債券マザーファンド（D号）

貸借対照表

（単位：円）	
（平成29年 7月30日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	15,954,068
コール・ローン	43,834,040
国債証券	1,513,378,350
地方債証券	393,631,230
特殊債券	270,097,700
社債券	30,681,600
未収入金	40,988,200
未収利息	4,694,973
前払費用	470,475
流動資産合計	2,313,730,636
資産合計	2,313,730,636
負債の部	
流動負債	
未払金	69,775,700
未払利息	111
その他未払費用	411
流動負債合計	69,776,222
負債合計	69,776,222
純資産の部	
元本等	
元本	1,617,764,668
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	626,189,746
元本等合計	2,243,954,414
純資産合計	2,243,954,414
負債純資産合計	2,313,730,636

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成29年 1月31日 至 平成29年 7月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成29年 7月30日現在)	
1. 当計算期間の末日における受益権の総数		1,617,764,668口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.3871円
	(10,000口当たりの純資産額)	13,871円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成29年 7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成29年 7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,474,938,080円
同期中における追加設定元本額	185,315,058円
同期中における一部解約元本額	42,488,470円
平成29年 7月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	127,226,645円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	541,095,342円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	690,747,759円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	258,694,922円
合計	1,617,764,668円

外国債券マザーファンド(A号)

貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 7月30日現在)

資産の部

流動資産

預金	14,931,020
金銭信託	12,755,312
コール・ローン	35,045,411
国債証券	3,927,616,525
地方債証券	45,990,991
派生商品評価勘定	6,659,868
未収入金	3,075
未収利息	23,446,587
前払費用	9,418,228

流動資産合計	4,075,867,017
--------	---------------

資産合計

資産合計	4,075,867,017
------	---------------

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	1,048,814
未払金	1,090,176
未払利息	88
その他未払費用	471

流動負債合計	2,139,549
--------	-----------

負債合計

負債合計	2,139,549
------	-----------

純資産の部

元本等

元本	1,552,534,059
----	---------------

剰余金

剰余金又は欠損金()	2,521,193,409
-------------	---------------

元本等合計	4,073,727,468
-------	---------------

(平成29年 7月30日現在)

純資産合計	4,073,727,468
負債純資産合計	4,075,867,017

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自平成29年 1月31日 至平成29年 7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成29年 7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,552,534,059口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.6239円
	(10,000口当たりの純資産額 26,239円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成29年 7月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、地方債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成29年 7月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	159,627,318	-	164,962,900	5,335,582
	ユーロ	45,340,951	-	45,412,500	71,549
	スイスフラン	9,099,808	-	9,198,400	98,592
	デンマーククローネ	25,235,800	-	26,524,000	1,288,200
	オーストラリアドル	79,950,759	-	83,828,000	3,877,241
	売建	159,870,672	-	159,595,200	275,472
	米ドル	159,870,672	-	159,595,200	275,472
合計		319,497,990	-	324,558,100	5,611,054

(注) 1.時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(平成29年 7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,499,894,104円
同期中における追加設定元本額	121,352,849円
同期中における一部解約元本額	68,712,894円
平成29年 7月30日現在における元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30(安定型)	127,400,250円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50(標準型)	182,883,224円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70(積極型)	91,357,855円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	12,430,820円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	18,424,243円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	6,456,856円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,113,191,245円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	198,582円
S M A M・バランスファンドVA株60型(適格機関投資家専用)	113,690円
S M A M・バランスファンドVA株80型(適格機関投資家専用)	77,294円
合計	1,552,534,059円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）

2017年 8月31日現在

資産総額	3,242,975,467円
負債総額	3,718,528円
純資産総額（ - ）	3,239,256,939円
発行済口数	2,123,719,039口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5253円
（1万口当たり純資産額）	（15,253円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2017年 8月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

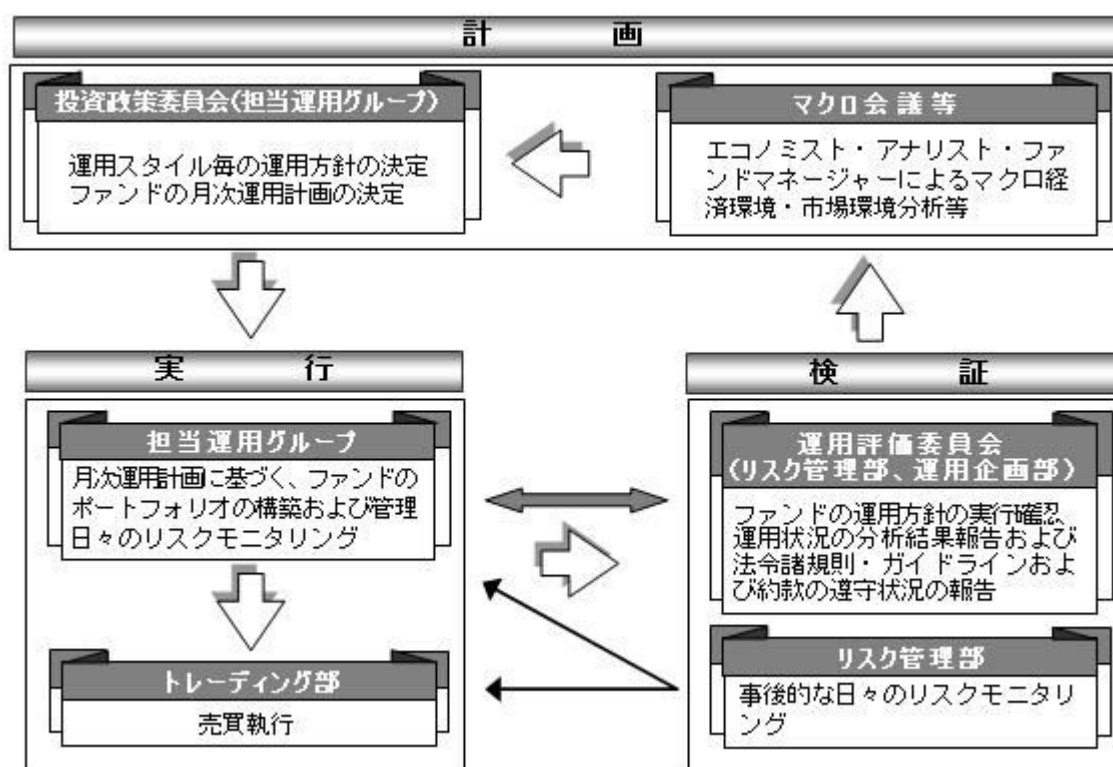
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2017年8月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(2017年 8月31日現在)			
		本 数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	74 (26)	203,266 (103,088)
	追加型	447 (191)	5,324,964 (2,815,335)
	計	521 (217)	5,528,229 (2,918,423)
公社債投資信託	単位型	103 (103)	415,045 (415,045)
	追加型	1 (0)	29,792 (0)
	計	104 (103)	444,837 (415,045)
合 計		625 (320)	5,973,066 (3,333,469)

()内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				(単位：千円)	
		前事業年度		当事業年度	
		(平成28年3月31日)		(平成29年3月31日)	
資産の部					
流動資産					
現金及び預金	2	10,857,507		13,279,384	
顧客分別金信託		20,006		20,008	
前払費用		324,934		351,526	
未収入金		81,347		40,544	
未収委託者報酬		5,418,116		5,511,715	
未収運用受託報酬		1,635,461		1,297,104	
未収投資助言報酬		382,911		343,523	
未収収益		28,813		20,789	

繰延税金資産		494,032	482,535
その他の流動資産		6,226	5,560
流動資産合計		19,249,357	21,352,691
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		154,246	198,767
器具備品		240,748	261,096
有形固定資産合計		394,995	459,864
無形固定資産			
ソフトウェア		449,034	493,806
ソフトウェア仮勘定		146,452	141,025
電話加入権		79	68
商標権		60	3
無形固定資産合計		595,627	634,903
投資その他の資産			
投資有価証券		13,115,106	12,098,372
関係会社株式		10,412,523	10,412,523
長期差入保証金		603,625	677,681
長期前払費用		32,533	61,282
会員権		17,299	7,819
繰延税金資産		750,481	871,577
投資その他の資産合計		24,931,569	24,129,257
固定資産合計		25,922,192	25,224,025
資産合計		45,171,549	46,576,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	0	304
その他の預り金	73,103	80,380
未払金		
未払収益分配金	154	655
未払償還金	141,808	140,124
未払手数料	2,479,778	2,424,318
その他未払金	58,453	52,903
未払費用	2,092,669	2,564,625
未払消費税等	317,444	160,571
未払法人税等	992,491	661,467
賞与引当金	982,654	1,001,068
その他の流動負債	-	445
流動負債合計	7,138,557	7,086,864
固定負債		
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131
賞与引当金	51,310	40,167
その他の固定負債	693	2,174
固定負債合計	3,080,216	3,219,473
負債合計	10,218,774	10,306,337

純資産の部

株主資本

資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,984,811	23,493,074
利益剰余金合計	23,806,015	25,314,279
株主資本計	34,434,999	35,943,263
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,775	327,116
評価・換算差額等合計	517,775	327,116
純資産合計	34,952,774	36,270,379
負債・純資産合計	45,171,549	46,576,717

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	32,339,255	31,628,014
運用受託報酬	7,401,835	5,649,190
投資助言報酬	1,909,892	1,726,511
その他営業収益		
情報提供コンサルタント 業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	8,546	-
サービス支援手数料	74,038	61,268
その他	55,319	54,261
営業収益計	41,793,887	39,124,246
営業費用		
支払手数料	16,006,652	14,908,517
広告宣伝費	615,596	366,227
公告費	4,507	1,140
調査費		
調査費	1,624,477	1,325,978
委託調査費	4,106,366	4,343,104
営業雑経費		
通信費	43,662	46,030
印刷費	399,236	338,254
協会費	23,328	21,669
諸会費	22,650	20,054
情報機器関連費	2,557,200	2,516,497
販売促進費	31,271	24,896
その他	161,974	149,177
営業費用合計	25,596,925	24,061,549

一般管理費			
給料			
役員報酬		181,739	225,885
給料・手当		5,824,767	6,121,741
賞与		609,597	610,533
賞与引当金繰入額		1,033,964	989,925
交際費		26,912	23,136
寄付金		23	-
事務委託費		540,251	317,928
旅費交通費		277,212	229,248
租税公課		161,628	268,527
不動産賃借料		595,051	622,662
退職給付費用		701,070	423,954
固定資産減価償却費		334,024	384,068
諸経費		354,884	335,840
一般管理費合計		10,641,129	10,553,451
営業利益		5,555,832	4,509,246
営業外収益			
受取配当金	1	36,102	106,651
受取利息	1	3,728	745
時効成立分配金・償還金		1,394	1,721
原稿・講演料		1,766	1,474
雑収入		19,472	12,592
営業外収益合計		62,465	123,184
営業外費用			
為替差損		51,385	9,737
雑損失		-	1,084
営業外費用合計		51,385	10,821
経常利益		5,566,912	4,621,608
特別利益			
投資有価証券償還益		13,036	353,462
投資有価証券売却益		38,823	2,579
投資有価証券清算益		29,214	-
特別利益合計		81,075	356,041
特別損失			
固定資産除却損	2	5,300	8,157
投資有価証券償還損		2,313	43,644
投資有価証券売却損		8,184	15,012
ゴルフ会員権売却損		-	3,894
事務所移転費用		-	21,175
特別損失合計		15,798	91,884
税引前当期純利益		5,632,188	4,885,765
法人税、住民税及び事業税		1,598,176	1,391,996
法人税等調整額		41,999	25,454
法人税等合計		1,556,177	1,366,541
当期純利益		4,076,011	3,519,223

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
				配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当			-				952,560	952,560	952,560
当期純利益			-				4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当		-	952,560
当期純利益		-	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116,703	116,703	116,703
当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
				配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当			-				2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益			-				3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当		-	952,560
当期純利益		-	4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116,703	116,703	116,703
当期変動額合計	116,703	116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当		-	2,010,960
当期純利益		-	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上してあります。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上してあります。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,218千円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	281,421千円	291,976千円
器具備品	758,541千円	651,918千円

2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
現金及び預金	4,716,352千円	- 千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	296,815千円	256,031千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
受取配当金	-	106,640千円
受取利息	1,423千円	18千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
建物	-	6,952千円
器具備品	5,300千円	1,204千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3月31日	平成27年 7月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成28年 6月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種 類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年以内	579,592	626,698
1年超	756,470	191,491
合計	1,336,063	818,190

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に

報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取り締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	-
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	-
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	-
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	-
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	13,114,808	13,114,808	-
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	-
資産計	32,032,437	32,032,437	-
(1)顧客からの預り金	0	0	-
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	-
負債計	2,479,778	2,479,778	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-
(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	-	-	-
顧客分別金信託	20,006	-	-	-
未収委託者報酬	5,418,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,635,461	-	-	-
未収投資助言報酬	382,911	-	-	-
長期差入保証金	537,057	66,567	-	-
合計	18,851,060	66,567	-	-

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
----	------	---------	----------	------

現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	47,878
小計	5,262,221	5,310,100	47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成29年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,633,080	3,028,212
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の発生額	285,510	15,494
退職給付の支払額	135,507	116,111
退職給付債務の期末残高	3,028,212	3,177,131

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,028,212	3,177,131
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,028,212	3,177,131

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	225,881	280,524
利息費用	19,247	-
数理計算上の差異の費用処理額	285,510	15,494
その他	170,430	158,924
確定給付制度に係る退職給付費用	701,070	423,954

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
割引率	0.000%	0.092%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度125,210千円、当事業年度137,310千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	303,247	308,929
調査費	74,734	79,381
未払金	44,028	45,745
未払事業税	67,598	46,406
その他	7,369	2,071
繰延税金資産小計	496,977	482,535
評価性引当額	2,945	-
繰延税金資産合計	494,032	482,535
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	927,238	972,837
特定外国子会社留保金額	205,413	-
ソフトウェア償却	35,707	18,718
賞与引当金	15,834	12,299
投資有価証券評価損	95	95
その他	5,971	14,592
繰延税金資産小計	1,190,261	1,018,544
評価性引当額	211,267	2,597
繰延税金資産合計	978,994	1,015,946
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,513	144,368
繰延税金負債合計	228,513	144,368
繰延税金資産の純額	1,244,513	1,354,113

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.0%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	5.5	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.8
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.5	2.2
その他	1.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6	27.9

(注)前事業年度において、独立掲記しておりました「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の内訳の組替えを行っております。この結果、前事業年度の「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」として表示していた1.3%は「その他」として組み替えております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株)三井 住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,986,505	銀行業	% (被所有) 直接 40	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資 金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社の 子会社	SMB日興 証券(株)	東京都 千代田 区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売 委託 役員の兼任	子会社株式 の 取得 委託販売 手数料	9,877,717	-	-
								5,483,224	未払手数料	912,899

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有 (被所有)割合	関連当事者と の 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残 高
子会社	Sumitomo Mitsui Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンド ル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投信の助言業 務 役員の兼任	剰余金の配 当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有) 割合	関連当事者と の 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	(株)三井住 友 銀行	東京都 千代田区	1,770,986,505	銀行業	%	投信の販売委 託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委 託	委託販売 手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,981,449.82円	2,056,143.98円
1株当たり当期純利益金額	231,066.40円	199,502.47円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,076,011	3,519,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,076,011	3,519,223
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
2017年6月27日付で、定款について以下の変更を行いました。
(イ) 監査体制の見直しにより監査役の員数を1名減員し5名以内とする定款の変更
(ロ) 公告の方法を日本経済新聞に掲載する方法から、電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載)とする2018年2月1日付効力発生の定款の変更
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2017年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2017年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
--------	-----------	-----------

株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	1,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	保険業法に基づき、損害保険業を営んでいます。

資本金の額は、2017年3月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社である三井住友海上火災保険株式会社は、委託会社株式を3,528株（持株比率20.0%）保有しています。

第3【その他】

- 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
- 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
- 当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして

して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小澤 陽一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）の平成28年2月2日から平成29年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）の平成29年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月12日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）の平成29年1月31日から平成29年7月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）の平成29年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年1月31日から平成29年7月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。